

令和2年9月4日（金） 場所 委員会室

○出席委員

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 委員長  | 遠藤 直弘 | 委員 | 小口 俊明 |
| 副委員長 | 住友 珠美 | 〃  | 藤江 竜三 |
| 委員   | 石井 伸之 | 〃  | 稗田美菜子 |
| 〃    | 古濱 薫  |    |       |

○委員外議員

|    |       |
|----|-------|
| 議員 | 上村 和子 |
|----|-------|

○委員外出席者

|     |       |
|-----|-------|
| 陳情者 | 酒井 幸子 |
|-----|-------|

○出席説明員

|          |       |                  |       |
|----------|-------|------------------|-------|
| 市長       | 永見 理夫 | 健康福祉部長           | 大川 潤一 |
| 副市長      | 竹内 光博 |                  |       |
| 教育長      | 是松 昭一 | 生活環境部長           | 黒澤 重徳 |
|          |       | （兼）防災安全担当部長      |       |
| 政策経営部長   | 宮崎 宏一 | 環境政策課長           | 清水 紀明 |
| 秘書広報担当課長 | 尾崎 清美 |                  |       |
| 政策経営課長   | 簗島 紀章 | 教育次長             | 橋本 祐幸 |
| 課税課長     | 山田 英夫 | 生涯学習・文化・スポーツ     | 雨宮 和人 |
| 収納課長     | 毛利 岳人 | 推進担当部長           |       |
|          |       | 教育総務課長           | 高橋 昇  |
| 行政管理部長   | 藤崎 秀明 | 教育施設担当課長         | 古川 拓朗 |
| 情報管理課長   | 林 晴子  | （兼）政策経営部資産活用担当課長 |       |
| 職員課長     | 平 康浩  | 教育指導支援課長         | 市川 晃司 |
| 防災安全課長   | 古沢 一憲 | 指導担当課長           | 荒西 岳広 |
| 市民課長     | 吉野 勝治 | 市立学校給食センター所長     | 土方 勇  |
|          |       | くにたち中央図書館長       | 氏原 恵美 |

○議会事務局職員

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 内藤 哲也 |
| 議会事務局次長 | 波多野敏一 |

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第10号 国や都に対して小中高校等における少人数学級の早期実現の「意見書」提出を求める陳情

- (2) 第58号議案 国立市森林環境基金条例案
- (3) 第59号議案 国立市債権管理条例の一部を改正する条例案
- (4) 第60号議案 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案
- (5) 第61号議案 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- (6) 第69号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案  
（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、公債費、  
諸支出金）

## 2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策と今後の取組について

### 審 査 結 果 一 覧 表

| 番 号    | 件 名                                                                  | 審 査 結 果              |
|--------|----------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 陳情第10号 | 国や都に対して小中高校等における少人数学級の早期実現の「意見書」提出を求める陳情                             | 2 . 9 . 4<br>採 択     |
| 第58号議案 | 国立市森林環境基金条例案                                                         | 2 . 9 . 4<br>原 案 可 決 |
| 第59号議案 | 国立市債権管理条例の一部を改正する条例案                                                 | 2 . 9 . 4<br>原 案 可 決 |
| 第60号議案 | 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案                                               | 2 . 9 . 4<br>原 案 可 決 |
| 第61号議案 | 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案                                                | 2 . 9 . 4<br>原 案 可 決 |
| 第69号議案 | 令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案<br>（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、<br>教育費、公債費、諸支出金） | 2 . 9 . 4<br>原 案 可 決 |

午前10時開議

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

本日の委員会につきましては、これまでと同様に、議会として、新型コロナウイルスの感染拡大防止等を図るため、出席説明員の委員会室への入退室については、休憩時間以外にも行うことを認めております。また、理事者以外の出席説明員につきましても、着座のまま発言することとなっておりますので、御了承願います。

委員の皆様におかれましては、市長提出議案の質疑の通告を行っていただいておりますが、他の案件につきましても端的な質疑を行っていただき、出席説明員の皆様におかれましては、簡潔明瞭な答弁に努めていただくようお願いをいたします。

---

◇

議題(1) 陳情第10号 国や都に対して小中高校等における少人数学級の早期実現の「意見書」提出を求める陳情

○【遠藤直弘委員長】 それでは、議題に入ります。

陳情第10号国や都に対して小中高校等における少人数学級の早期実現の「意見書」提出を求める陳情を求める陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【酒井幸子陳情者】 おはようございます。今回の陳情の筆頭陳情者であります酒井と申します。今日は、総務文教委員会にて陳情を説明する機会を頂き、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、陳情の趣旨説明をさせていただきます。国や都に対して小中高校等における少人数学級の早期実現の「意見書」提出を求める陳情。

新型コロナウイルス対策として小中高校等が3月2日から臨時休校に入り、5月25日に緊急事態宣言が解除され、自治体によって差はあるものの、5月末頃から分散登校や分散授業が始まり、段階的に全員が登校する通常授業に戻りました。

学校現場では臨時休校前とは違い、新型コロナ予防策として今までない業務が加わり、消毒作業や検温などで多忙と混乱が広がりました。一方、分散登校や分散授業による少人数クラスは三密回避になっただけでなく、授業や生活指導において教職員が、子供たち一人一人の声がよく聞こえ、丁寧に向き合えることができるようになったという意見も寄せられました。

給食は、6月以降、手洗いの徹底、会話の制限、配膳する人の限定、換気の実施等の感染対策を厳密に行いながらの全面的再開となりました。給食は子供たちの健やかな育ちを支える重要な側面を持つ一方、感染リスクが高い活動と言えます。コロナ禍以前であっても、給食時間はともすれば授業時間が優先されて、15分から20分くらいの短時間しか確保できていないのが現状です。そのような中で多人数の子供たちへの感染予防のために、教職員たちの過大な負担が増しています。食育基本法の前文で、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも『食』が重要である」とうたわれているにもかかわらず、現状は厳しいものです。今回のコロナ禍では、学校給食の有用性が改めて評価されました。貧困家庭の子供が7人に1人と言われる現在、給食

は教育政策、貧困政策、災害対策、健康政策、以下略、藤原辰史『給食の歴史』としての役割が、今後ますます重視されていくと考えられます。少人数学級が子供たち一人一人に丁寧に向き合えたように、給食の時間においても少人数であれば、コロナ禍以前に戻ることは不可能でも、教育の一環としてのきめ細やかな食教育を行うことが可能になるでしょう。

国立市内小学校3年生児童は、1学期は給食のときに話さず食べたりちょっと寂しかったけど、ちゃんと授業ができたから楽しかった、2学期には友達の家で集まったり給食で友達と机をくっつけて話したりしたいと語っています。東京新聞8月1日朝刊多摩武蔵野版。

日本の教育が抱える諸問題、教員の過剰労働、詰め込み教育とともに、国際的にも多すぎる1クラス定員などが、今回のコロナ禍で問題点を浮かび上がらせてきました。子供たちの学ぶ権利を保障し、給食の潜在的能力を最大限に発揮できる新たな教育の場の創出を視野に、教育予算と人員を投入し、少人数学級が実現されることが求められます。

以上の趣旨から、下記事項について国と都に対する意見書の提出を求めて陳情いたします。

なお、少人数学級実現に向けて次のような主な動きが広まっていることを付け加えます。

萩生田文科相が政府の教育実行再生会議で検討を進めることを確認。小中高校などの校長会会長が文科相に要望。全国知事会、全国市長会、全国町村会が合同で文科相に緊急提言書を提出。大学教授、教育研究者有志メンバーによる署名活動。以上。

陳情事項1、未来ある子供達の健やかな成長を支えるために、国や都に対して、小中高校等における少人数学級の早期実現を求める意見書を提出してください。以上になります。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 本日は、大変貴重な陳情をありがとうございました。暑い中、本当にありがとうございます。

では、幾つか質疑させていただきます。まず、この陳情書の文中にあります「学校給食の有用性があらためて評価されました」。裏面の1行目にございますけれども、これはどのようなところに学校給食の有用性があるとお感じになっているのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○【酒井幸子陳情者】 この文書の中にもございますけれども、給食の重要性の評価というのは、教育政策、貧困政策、災害政策、健康政策、そのようなものがいろいろ盛り込まれた、例えば給食であっても、子供たちの健やかな成長のためには非常に重要なものであるということで、重要性を認識しております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございました。特に少人数学級でやっていた時期は、分散登校があったり、また再開されて、お子さんたちが給食と一緒に食べられて本当にうれしかったというアンケートの声も聞いておりますところで、陳情者さんの思いというのが分かりました。

それで、もし少人数学級になった場合、メリットは多々あると思いますけれども、陳情者さんが考えます、こういうところがメリットとしてすごく大きいんじゃないかとお考えになるところは、どんなところにあると思いますか。

○【酒井幸子陳情者】 教員にとっても、たくさんの子供たちを見るということは、今それぞれ個性的な子供たちがとても増えていると思うんです。きっと私たちの時代よりもっと個性的な、そんな中でたくさんの子供たちを先生たちがきっと心を込めて、良心を込めて、いろいろ教育をしていく中で、たくさんの子供たちを見ていくということの困難さというのがとてもあるんじゃないかなと。

ある程度人数を絞って、その人数が少なくなればなるほど、あんまり小さいと集団での教育って、

それもととても大事なことだと思うので、それは限度というのがあると思うんですけども、個性的な子供たちが増えていく中で、先生たちが教育という現場で良心を持って活動していくためには、少人数がいいのかなどというふうに認識しています。

○【住友珠美委員】 どうもありがとうございました。

○【石井伸之委員】 陳情者の皆様におかれましては、貴重な陳情を提出いただき、ありがとうございました。

まず、表題にあります、「国や都に対して小中高校等における少人数学級の早期実現」というふうに書いてあるんですが、この「小中高校等」に当たる「等」の部分は何を示すのでしょうか。

○【酒井幸子陳情者】 しょうがいのある方の学級とか、そういうことも含めて支援学校というんでしょうか、そういう学校も含めてということで考えました。

○【石井伸之委員】 分かりました。そういった形で様々な学級等に関する部分、理解をいたしました。

そして、私、少人数という言葉がどうしてもちょっと引かかるものでして、少人数というと、果たして何名程度を想定されているのでしょうか。

○【酒井幸子陳情者】 今40人と、1年生は35人かというふうに認識しておりますけれども、今回、分散登校をしたりして、半分ぐらいで授業したら、先生たちにとっても非常にやりやすかったというお話もアンケートなどで聞いております。私、先ほど申し上げましたように、あんまり少ないと集団というか、その有用性というのもあると思うんです。

例えば過疎の学校なんかではあまりに少なく、それゆえに子供の差が、もちろん先生たちはいろいろ工夫されているけれども、例えば運動会ができなくなっちゃったとか、そういう悩みも、私は専門家ではないので分からないですけれども、そこにマイナス点も出てくるかと思いますので、ある程度限度というのがあると思うんです。

30人学級、20人学級ということで、段階的に減らしていくことがとても大事だなというふうに私個人では思っておりますし、あるいはネットなどにもそういう情報が提供されているところがあるのかなというふうに思っております。

○【稗田美菜子委員】 本日は陳情の提出、ありがとうございます。

1点だけ伺いたいんですけども、裏面の一番最後の段落になるんですかね、少人数の話をしている中で明記されていることがあるんですが、「給食の潜在的能力を最大限に発揮できる新たな教育の場の創出を視野に、教育予算と人員を投入し、少人数学級が実現されることが求められます」というふうに述べられています。

これは少人数学級というふうに言いながら、食育をとにかくやってほしいという意味なのかなとも理解できる、私自身は理解できるのかなと思いましたので、より専門的な食育をするような学科担任制のようなものの導入とか、そういうことをメインというか、目的とされているのか、それとも子供たちにとってより良い環境の整備をしていく上で、少人数学級が求められるという意味でおっしゃっているのか伺いたします。

○【酒井幸子陳情者】 子供たちの教育環境の改善という、その1点だということで御理解いただけたらと思います。

○【小口俊明委員】 それでは、伺ってまいりたいと思います。

まず今、別の委員からの質疑に対して、少人数というところの陳情者のお考え、30人あるいは20人

というお話がありました。これは現状の40人学級というところが多過ぎるという中で、それよりも少なくという捉え方でよろしいでしょうか。

○【酒井幸子陳情者】 委員さんがおっしゃいますとおりでございます。

○【小口俊明委員】 分かりました。

それではもう1つ、これは今回コロナ禍ということにおいて、実際に休校が続いて、学校が再開をされた。その途中、その直後に少人数での取組もされている中での様子も捉えながら、このような陳情を出されてきていらっしゃるかと思います。いわゆるコロナ禍における密を防ぐというところは、教育現場においても大きな課題だなど私も認識をしているところでもありますけれども、先ほど陳情者がおっしゃった教育の環境整備の一環の中で、コロナ禍に対応するというところが中心の課題かなと。このように私は考えますけれども、陳情者のお考えを伺いたいと思います。

○【酒井幸子陳情者】 コロナ禍というのはやっぱり問題、今、委員さんがおっしゃったように、そういうふうにも私も考えております。コロナ禍の中で本当に浮かび上がってきたことだなと思っております。

ちょっと余計なことなんですけれども、ラジオで子供電話相談みたいなのを聞いていましたら、小学校1年生の子が学校に行けない悲しさみたいなのを電話の場でお話ししていました。ちょうど恵泉女学園大の学長の大日向さんがそれに答えていらして、こんなにコロナ禍で、たった七、八歳の子供が悲しんだり何かしているのかなということで本当に心が痛みまして、また私の親族にもちょっとそういう子がいて、訴えられまして、お話しして、本当にあと最後は抱き締めてあげるより仕方がないなという思いが、今回のこのような陳情をいたしました背景にもございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対しての質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対しての質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 では、何点か伺いたいと思います。

まず、陳情者さんにも質疑いたしましたけれども、もし少人数学級を進めるとした場合、このメリットというのはどんなところがあると認識されておりますか。

○【市川教育指導支援課長】 少人数学級になったときのメリットについてでございますが、まず一般的には児童生徒の状況をよく把握できるということになるかと思います。

学習面、生活面で分けて考えますと、まず学習面では一人一人にきめ細やかな個別指導ができる。その結果、学力の向上が期待できます。もう一点は、一人一人の活躍の場、これを保障してあげることができるわけですので、自己肯定感の醸成につながると考えます。生活面におきましては、落ち着いた状況で学校生活を送れる。特に配慮を要するお子さんなどは、その中でもかなり落ち着いて生活できるということが期待できます。

また、教員側からしてみますと、総体的に業務量が減りますので校務改善につながり、逆に子供たち一人一人への関わりの時間が十分持てる。このようなメリットが考えられます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、3点ほど、課長のほうからメリットをおっしゃっていただきました。特に私、国立市はフルインクルーシブ教育を目指していかれている中で、課題を抱えているお子さんにとっても、少人数学級の中であると、落ち着いて授業を受けられるというのは大きいかなと感じているところでございます。

次の質疑ですけれども、もし少人数学級制を行った場合ですが、少人数にした場合の教員の人数とかかる費用、どのくらい増やすべきだということは、何かお考えになっておりますでしょうか。その試算というか。

○【市川教育指導支援課長】 今の、例えば35人学級にしたというふうに想定した場合、小学校においては7名、中学校においては4名、合計11名増員されることになります。

あと、もう一点は、ごめんなさい。（「かかる」と呼ぶ者あり）経費ですね。これは職層とか経験年数にもよるので、一概には言えないんですけれども、例えば給与・賞与、各種手当、保険料と人件費込みで、お一人平均1,000万円ほど年間にかかることになります。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、経費のほうも聞かせていただきました。

あと、私、一般質問させていただいた際、教育長会も通じまして少人数学級を要望されているということを伺いましたが、この要望に対してどのような回答が来ているかということはございますでしょうか。

○【是松教育長】 基本的には都道府県費負担教職員になりますので、まず東京都としては、今のところ、少人数学級を進めていくよりも、少人数指導を行っていきたいという回答が来ています。それは東京都の場合は、児童生徒の数が減ってないんです、全国と比べまして。それが増えていますから、うかつに少人数学級を東京都が進めてしまうと、今度教員だけじゃなくて、学校が足りなくなるという状況がある中で、そういった意味では教育長会と市長会も東京都内では少し温度差があるんですけれども、少人数学級の促進に関しては。

そういった事情を東京都も持っていますのと、それから1つは、国自体の標準法が、今、小学校1年生が35人、それからこれは標準法ではないんですけれども、法の運用で、小学校2年生も35人で国は行っているんです。ですから、その部分については教員の法や国の定めでやっていますから、国から補助が来るんですけれども、それ以上の基準で東京都がやっていくと、東京都が全部それは自分が単費で持たなきゃいけない。

そういう厳しい状況がある中で、私どももなるべく少人数学級の推進を、実は平成23年度に小1が35人学級になって以降、どんどん進んでいくものと思って期待していたんですけれども、今、残念ながら、その後、頓挫してしまっているの、それをぜひ続けていってほしいということで、教育長会からはさんざん都にはそういう要望をしているんですけれども、都はそういうことで、まずは国の動向を見たいと。

それからもう1つ、東京都独自の少人数学級としては、実は中1が35人学級になっていますけれども、これは東京都独自の基準なんです。

そこまでは東京都は頑張っているんですけれども、それ以上はなかなか今できないと。ついては、東京都においても国の動向を見ながら、もう少し検討していきたいというところでずっと来ているというのが実情です。

○【住友珠美委員】 教育長、ありがとうございました。様々丁寧にお答えいただきまして。国のほうということで、萩生田文科大臣も進めていきたいという意欲的な意向を示しておりましたので、私なんかはぜひ頑張っていたきたいなとも思っております。私の質疑は以上です。

○【石井伸之委員】 それでは、現在の国立市における小中学校の各学年・クラスの最小児童生徒数と最大の児童生徒数、こちらを教えてください。

○【高橋教育総務課長】 お答えいたします。学級編制を行いました令和2年4月7日段階での児童

生徒数になりますが、第1学年の最小人数は24名、最大人数が33名、第2学年の最小人数が19名、最大が35名、第3学年が最小23名、最大36名、第4学年が最小25名、最大40名、第5学年が最小27名、最大40名、第6学年が最小23名、最大38名。中学校第1学年最小人数が32名、最大が38名、第2学年が最小32名、最大36名、第3学年が最小34名、最大39名となっております。以上です。

○【石井伸之委員】 調べていただき、ありがとうございました。現在のところ、小学校であれば最小は第2学年の19名、最大は第4学年、第5学年の40名。中学校においては第1学年、第2学年の32名が最小、そして第3学年の39名が最大と。そういった形で調べていただきました。現在、そういった形で学級のクラス編制がされている。

そういった中で、実際に少人数至上主義を貫いていくと、本当に1人の児童生徒に1人の先生という形になっていくのかもしれませんが、さすがにそれは机上の空論かと思います。そこで適正なクラスの人数というものは、果たして何人というふうにお考えでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 これはなかなか難しいんですけれども、例えば教員によって、また児童生徒の学年や発達段階によって様々な考えがあろうかと思います。例えば、先ほど陳情の方もおっしゃっていましたが、多過ぎれば個に応じた細やかな指導が難しくなりますし、逆に少な過ぎれば多様な考えに触れさせることができないというデメリットも出てまいります。

1つの考えとして、私の経験や、今まで多くの教員に聞いたことを参考にお答えするならば、30名程度またはそれを欠けるぐらいが指導しやすいと考えます。

○【石井伸之委員】 なかなか難しい答弁だったということは、非常によく分かります。また、それでも御自身の経験、また皆様から御意見を聞いた中で、30名程度という答弁をいただきましてありがとうございます。私もやっぱり30名程度、また30名を少し欠ける程度というのが、適正な人数なのかなと今現在考えているところです。

そこで適正なクラスの人数の実現には、どうしても教職員の適正配置が必要不可欠になるかと思います。そこで実際に少人数学級実施に向けて、実質的に教員の数というのは足りているのでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 仮に適正なクラスの人数を、例えば30名とするのであれば、教員の数は足りていないということになります。

○【石井伸之委員】 という形で、先ほど教育長が答弁いただいたように、教員の配置等、また学校の問題等も触れていただきました。そういった様々な課題があるということを、私も十分認識をしているところです。

そして、最後の質疑ですけれども、陳情の表題には「小中高校等」とあるんですが、全ての対象に対して少人数学級を実現するのは、教員数の問題、学校の問題から非常に難しいと考えます。そこで優先順位をつけるとすれば、私は小学校低学年こそ少人数学級実現に向けて優先すべきと考えますが、この点はいかがお考えでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 おっしゃるとおり、個別指導がより必要な小学校の低学年が優先されるべきと考えます。

○【藤江竜三委員】 1点だけお尋ねいたします。先ほどの答弁が何かの中で、学習面では一人一人に個別に対応できれば、学力の向上につながるのではないかといったようなことをおっしゃったんですけれども、実際に人数が少ないクラスと多いクラスを毎年なり比べていて、それで全国学力・学習状況調査の中などで、実際に少人数のクラス下3つと上3つを比べて、学力差があるのかどうかというデータというのは取っていたり、今後出すことはできるのかということはあるですか。

○【市川教育指導支援課長】 そのような統計は、今まで取ったことはございません。文科省や都教委の調査にもございませんので、今後その辺りを検証する必要も十分あるかと考えているところでございます。

○【藤江竜三委員】 ぜひそういうところをしっかりと統計データ、東京都や国に取っていただいて、これだけ効果があるんだというところをしっかりとさらに示した上で、根拠づけをもってやっていくべきかなというところもあるかと思いますので、ぜひとも今後取っていただきたいんです。国立市としてもそういうのを簡単に取れるようなら、ぜひ出していただきたいんですけれども、国立市としてはできますでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 根拠となる大変大切な側面だと思いますので、積極的に検討してまいりたいと思います。

○【古濱薫委員】 よろしくお願ひします。改めてなんですが、今、人数について、小1、小2が35人ですとか、中1についてはとありました、すみません、もう1回人数の決まりというか、基準を教えてください。

○【高橋教育総務課長】 お答えいたします。1学級の児童生徒数につきましては、まず法令で、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の第3条第2項におきまして、小学校第1学年は35人、第2学年以降中学校までは40人を1学級の標準としており、この標準を基に、各都道府県の教育委員会が基準を定めるものとされております。

東京都におきましては、東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準という基準の中で、国の標準を基準としつつ、小学校第2学年、中学校第1学年におきまして、35人学級を編制することができるとしております。実際の運用といたしましては、小学校第2学年、中学校第1学年につきまして、40人学級を編制した際に、学級の平均人数が35人を超えるような場合につきましては、教員を加配し、学級規模縮小による増級か、もしくはチームティーチング等による活用を行うこととしております。以上です。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。それから今、人数について話がかなり進んでおりましたが、例えば大阪のある高校においては、担任の教員が2人就くですとか、そういった指導もされていると聞きます。人数は35とか40に近くても、そういった就く教員を増やすというお考えはいかがでしょうか。

○【是松教育長】 複数担任制というか、TTですよ、チームティーチングというやり方については、弾力的な学級編制ができるということで行われておりますので、例えば中学校1年生で36人の学級が1つできた場合に、これは35人学級の基準ですから、2つに分けることができるんです。

しかし、これを2つに分けても、2年生、3年生になるときに、よほど生徒数が増えない限りはまた1つにされてしまうという中で、むしろ1つの学級で運営していきたい。ただし、教員は2人来ますので、教員が1つの学級を2人で、いわゆるチームティーチングで見ていくというようなやり方で1年生は行って、2年生になったらその学級を2つにして、それぞれの教員が張りつくというようなやり方もできることになっていきますので、チームティーチングでやっているところ等については、1つの学級に担任が2人ということもあると思います。

○【古濱薫委員】 それは国立市で今行われているというわけではないですかね。

○【市川教育指導支援課長】 現在、第二中学校の1年生でそのような形で進めているところでございます。

○【古濱薫委員】 それは存じ上げなかったもので、初めて知ることができて良かったです。その様子はどうなんでしょうか。全く担任がお二人という感じなんですか、それともお一人が主な担任で、アシスタントで入っているような感じなんでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 基本的には、増えた人数の教員が様々に教科指導などで加えて入っていくことになりますので、どこかのクラスに1人がぽこんと入っているということではなくて、学年団で人数が多い学年に教員が増えて、指導はしやすくなっているという形になっています。

○【古濱薫委員】 分かりました。私が最初に申し上げたのは、全く完全に担任が2人で1クラスを見るという例を見聞きしていたので、そういった意味での少人数ではないけれどというのをちょっと申し上げました。

○【是松教育長】 すみません、私、先ほど中学校を例に取ったんですけれども、実は中学校は担任というよりも専科制度になっていますので、あまり担任が1人で全て教えるということがないものですから、中学の場合は例として出しやすいというか、実例があるので出したんです。それは中学のそういう専科制度というところがあって、教員を加配してもらっても専科の中で数が増えていくということなので、担任が1人とにかくいれば、逆に専科が増えて良くなるということがあって、チームティーチングが行われる場合が多いんですが、小学校の場合は比較的それが難しいので、1人の担任が責任を持って見ていくということがあるので、どちらかというチームティーチングよりも少人数学級に分けてしまって、それぞれの担任が就いて指導していくことが多いということです。

もちろんそれをチームティーチングでやっても構わないんですが、国立市は今まで小学校においてはその例はないということで、すみません、ちょっと分かりづらいことを言ってしまいました。

○【古濱薫委員】 国立市の事例として、中学校でそういうことが行われていると理解しました。

先ほどメリットの中で、子供の様子をよく把握できるですとか、学力の向上が期待できるですとかありましたが、教員の皆さん、現場の先生方からこういう声が上がっているんでしょうか。先生方の実際の声としてはいかがでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 これは日々、いろんな話が出まして、人数の多い学級を担当する教員は、疲労感というのが高いように私は思います。日々の話の中でも、人数が多いとそれだけやることが増えますので、苦しいといった声は届くところがございます。

○【古濱薫委員】 分かりました。先ほど他の委員からも、人数の少ない学級と人数の多い学級で、子供たちの学習をよく見てやれるから、学力に差があるのかどうか、その検証とか公開していくような検討はという質疑がありましたが、例えば離島だったり、小さな山あいの学校は全児童生徒が5人、6人ですとか、そういった学校の子供たちは押しなべて学力が高いとか言われていることはあるんでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 私ごとで恐縮なんですけど、私、東京都の教員の前に他県で教員をやっておりまして、全校児童10名で、複式学級でございました。決して高くはございませんでした。

少ないから学力が上がるということではなく、先ほど申し上げたように、人数がいればそれだけ多様な考えに触れ、思考力・判断力・表現力が高まるという側面もございますので、単に人数によって学力が変わるかと言われたら、そこまでは言い切れないんだろうと思っているところです。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。皆さんから少し笑い声が上がったのが私にはよく理解できなかったのですが、教育関係者の方々の中では自明なんでしょうか。ちょっと感想なんですけど。

国立市内において、今、最小人数と最大人数を他の委員さんの質疑で伺いましたが、そちらについ

てこれからそういった学力の差を調べて、検証していくような可能性について発言がありましたが、私、これは慎重にさせていただきたいと望みます。

なぜかという、このクラスだなという特定が簡単にされてしまうからです。少ない人数のクラスといえばあそこだなとか、保護者からしたら、保護者は他の学校の保護者ともつながっていますから、教育委員会がデータとして持っている分には、それは生かしていただいていいのかもしれないですが、誰からも引っ張れるような状況になるのはどうなのかなと。よく考えていただきたいと思います。そういったことをちょっと触れられていたので、そちらはいかがでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 質疑委員おっしゃるとおり、本当にそういうことはあってはならないと思っています。もし検証するのであれば、30人以上の学級と30人未満の学級を大きくりで比較するようなことを、私としてはイメージしているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 教育長に教育長会のことで確認のためにお伺いしたいんです。教育長会で少人数学級について要望を出されているということでしたが、どういった内容で出されているのかお伺いいたします。

○【是松教育長】 教育長会では少人数学級を国、都として推進してほしいと。ざっくりとそういう内容でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。教育長会ではそういうことで出されているということで分かりましたが、国立市の教育をつかさどっている教育長として、国立市の教育はどういう形、例えば先ほどから言いました教科担任制のようなものを含めて、どういったことが子供たちの教育環境をより良くするという意味でいいものになるとお考えなのか、お伺いいたします。

○【是松教育長】 まず、人数の関係でいけば、現在の40人というのは、学校に行って、40人学級の実際の学級に入ってみるとよく分かるんですが、やっぱり窮屈なんです。子供たちはそんな中でもしっかり勉強していますし、先ほどありましたように35人以下でも40人でも、それは子供たちの学習の意欲であるとか、特に教える側の教師の実践力、授業力によって、学力というのはどんどん変わっていきますので、そんなに変わりはないんですが、40人というのは今の物理的なキャパからしてちょっと多過ぎるなという気がします。

というのは、子供の体格が大きくなっているということが1つと、それから教室の中にいろんなものが入り始めているんです。ICT機材とか、これからタブレットも入ってきますから、タブレットを保管する保管庫も教室に置かなきゃいけないということで、非常に厳しい物理的な状況があるということと、それからこういったコロナのときになってみると、人数は少し少ないほうがいいなと。35人以下のほうが、少しゆったりと子供と子供の距離が取れるなというのがあります。

そんなことを考えますと、今の40人学級はもう少し少ないほうがいいと思っています。そういう意味では、今、小学校1年生、小学校2年生が35人学級でやっております、他学年においてもそういった35人以下学級が、これからの学校教育の中での状況を鑑みますと、ふさわしいのではないかと思っているところです。

○【小口俊明委員】 それでは、伺います。今般のコロナ禍という状況の中で、学校におきまして、今現状、密を防ぐ取組をされているのかなと認識をするわけでありまして、どのような対応をされているのか伺います。

○【市川教育指導支援課長】 これは文科省が通知として出している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『新しい学校の生活様式』～」というのがございまして、

そこに基準が示されています。

実は昨日、報道でも御覧になった委員さんもいらっしゃると思うんですが、それが改訂を昨日されました。その前の一番新しいものを8月6日、第三弾なんですけれども、そこでは子供たち一人一人をできるだけ2メートル程度離す、最低1メートルという基準がございましたので、国立市でもそのようにしてまいりました。私も含めて指導主事等々教室に行って、そこを確認して、40人学級でも1メートル離すことができると確認したところでございます。

昨日、改訂されたところでは少し緩和されまして、1メートルを目安に、学級内で最大限の間隔を取ることに。むしろ今までの話とは逆行するんですけれども、そのような文科省の通知があったところでございます。以上です。

○【小口俊明委員】 若干、子供たちの間の距離間の緩和というお話でありました。

そうしますと、実際、国立市において、学級の広さはどのぐらいなのかなということを確認しておきたいと思うんです。全ての教室、恐らく特別教室はまた別の基準かなと思いますけれども、各学級の教室の広さ、今現状どのぐらいですか。

○【高橋教育総務課長】 お答えいたします。教室は、学校によりまして若干の差異はありますけれども、小学校、中学校共におよそ64平米程度となっております。以上です。

○【小口俊明委員】 そうなりますと、64平米ですと、真四角だったら8メートル掛ける8メートルということになりますか。そうすると、横幅で考えたときに、8メートル幅のところに机を並べたら、1メートル間隔で置いたら8台ですか。ただ、端っこがあるから7台なのかなという気もしますけれども、1.5メートルで置いたらもうちょっと少なくなる。教壇に向かって何列なのかなと。

そういうふう考えたときに、緩和をされたとはいえ40人学級、最大で40人、場合によっては先ほどの御報告で19人という学級もあるようですけれども、およそ20人から40人の間になるんだろうと考えるわけです。最大40人の学級も現実にあるということで。そうなったときに、この64平米の中で1メートルを割り込んでしまうのかなと。私も非常に心配をいたします。

その意味では、これが例えば40人学級でなく、仮に35人学級とした場合、市としては、あるいは教育委員会として、また学校として、コロナ禍対策としての密を防ぐ取組はやりやすくなるのかどうか、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○【市川教育指導支援課長】 質疑委員おっしゃったように、40人だと、先ほど教育長も答弁されましたけれども、大変窮屈な形になります。ただ、実際に教室へ行き測ったところによりますと、文科省の通知にあった最低1メートルというのは、確保できている状況でございます。

しかしながら、例えば中学生や小学校6年生になりますと体格が非常に大きくなりますので、見た感じというんでしょうか、過ごしている子供たちも非常に窮屈な思いをしているところでございます。これが35人になりますと、例えば先ほどおっしゃったように、6人掛ける6列で36人になるわけで、その面からしても大変ありがたいことかなとは思いますが。

○【小口俊明委員】 やりやすくなる方向は当然ですよ。

もう1つ仮にの話ですけれども、これが30人学級となった場合には、さらに良い方向と。このような考えでよろしいですか。

○【市川教育指導支援課長】 おっしゃるとおりでございます。計算をすれば、6人掛ける5列になりまして、今度は、例えば上下ですよ、黒板の前または黒板の後ろのスペースが空きますので、かなりゆったりとしたスペースになろうかと思われま。

○【遠藤直弘委員長】 当局に対しての質疑を打ち切ります。

意見、取扱いに入ります。石井委員。

○【石井伸之委員】 不採択の立場で討論をいたします。

まず最初に、「少人数学級の早期実現」、そして「小中高校等における」ということが書かれておりますが、実際、先ほど教育長からも答弁があったように、これ全部を全体的に実施するとなると、学校数が足りない、学校の中の教室が足りない、そして教員数も完全に不足しているということを考えると、一律に全てを実施していくことは非常に困難であり、難しい問題であるということが、答弁の中でよく分かりました。

そういった中では、教育指導支援課長が答弁をしていただきました、また私も同様に考えております。まずは、できるのであれば小学校低学年からぜひとも少人数学級、特に少人数学級といっても、20名から30名といった形での目標を見据えた中での少人数学級実施をしていっていただきたいと考えております。

また、私、少人数、少人数ということが非常に引っかかっております。少人数という形で一概に言ってしまうと、では5人が少人数なのか、10人が少人数なのかというように少人数という言葉だけが独り歩きをしてしましまして、そして本当に適正なクラスの人数は何人なのかという、そういった本質的な問題になかなか至らないという議論があるかと思えます。

私は少人数学級という形で一くくりにするんじゃなくて、適正人数というものが果たして何人なのか、そして適正人数のクラスを目指すべき、そういった形で視点を変えた中で、都や国に要望していただきたいと考えております。

そして、その中でネットを検索してみますと、ちょっと興味深いアンケートを見つけましたので、ここで紹介をさせていただきます。全日本教職員連盟全国アンケート⑦、教員の考える適正な学級規模について、平成25年度実施調査結果におきまして、小学校においては、学校規模にもよるが、低学年では4人に1人が、中・高学年においてもおよそ3人に1人の教員が学級31人以上の児童数を抱えている現状にあるそうです。多くの教員が現状の学級規模を適正とは考えてはおらず、全体の9割以上が30人以下の学級規模を適正と考えていることが分かるというふうにありました。

しかし、少人数学級の問題よりもっと根深い問題として、現状の問題点として以下のように書かれておりました。家庭教育の力が低下し、体を動かしたり考えたりする経験を積まずに入学してくる。だから、生活指導はどの学年も手がかかる。小学校の教員になって長い、年々そのような傾向が強くなっていると思う。日本の将来を考えると大変不安になってくるというような御意見がありました。

この点を考えると、幼稚園・保育園と小学校の連携、これが1つ重要だと考えますし、幼稚園・保育園のクラス数も考えた中で、小学校低学年のクラスの人数、果たして何人が適正なのかという視点も必要かと考えますので、ぜひその辺りも考慮に入れていただきたいと思います。

また、現状を考えると、家庭教育力の低下により、学校での教育で担う指導が拡大しているようにも思う。事務処理も多いため、教員はオーバーワークながら気力で頑張っていると思う。入学してくる児童の規範意識の低さ、家庭教育力並びに学力の低下が年を経るごとに感じられる。いろいろな問題を抱えている児童（発達しょうがい、話を聞けない、集中力に欠ける、自己中心的児童）が多くなってきていて、規律を指導することに大変な力を要する。さらに周囲のことよりも、自分のことばかり考えている保護者も増加傾向である。それに伴い、学習指導に力を入れたいと考えていながらも、学級担任の児童や保護者への対応に労力を要してしまう現状があるというように書かれておりました。

少人数学級により、細やかな対応は可能になったとしても、家庭教育力の向上、家庭における学習環境を整える部分も重要であると考えます。

そこで秋田県が作成した家庭教育支援ガイドブックを見ますと、挨拶、基本的生活習慣、体験、しつけ、地域との連携、コミュニケーション、家庭でのお手伝い、感謝の気持ちを伝えることというように、学ぶこと以前に人として大切な部分を家庭でしっかり築き上げるべきという部分が書かれていました。

国立市でも、平成27年4月21日に家庭教育支援の充実について（答申）があり、中身を読ませていただきました。様々な角度から考察されていますが、親が子供に対してどのように学習の楽しさを伝えるのか、子供から学習のことで聞かれた際にどのように親が対応すべきなのかというように、親が子供の学習支援に向けてどのように積極的にアプローチすべきかという部分が、残念ながら私は少々少ないのかなと感じた次第です。

私自身も実際に子育てをしていて感じるのは、子供から親に対して学習のことで聞かれた際に、決して面倒くさがらず真摯に対応して答える姿勢が重要かと思います。そして、親が学ぶことの楽しさや面白さ、問題が答えられたときに褒めてあげるといった自己肯定感の育成という部分を親がどれだけ把握しているか、この点についてもぜひとも家庭の親御さんに伝えていっていただきたいと思います。生活の基本である家庭の過ごし方があってこそ、学習意欲にもつながると考えておりますので、教育行政における家庭教育力向上に向けた努力をお願いいたします。

そういった中では、私は小中高校等全てではなく、まずは小学校低学年からの少人数、適正人数、20人から30人のクラス実施に向けて努力をすべきだと考えまして、不採択の討論といたします。

○【藤江竜三委員】 少人数学級の効果ですけれども、たしか『「学力」の経済学』という本にそれについて書いてあったんです。たしか22名から25名程度の学級と13名から17名程度の学級をアメリカのどこかの都市で比較して、確かに少人数のほうが学力が多少上がったという研究結果があったように思います。それで大事なところもあるんです。確かに学力は上がるんですけれども、他の政策がいろいろ、貧困家庭に何をするんだとか、ちょっとそこは覚えてないんですけれども、ほかのことをやったほうが費用対効果はいいよねというようなこともありました。

だからデータを取って、効果的なことを進めていくことが大事だと思いますので、国立市だけの規模でやると、たまたまいい学校が引っかけたから、人数が多くても平均点が高くなるということなこともあったり、たまたまちょっと出来が悪いから、少人数でも点数が低いよねというふうに出てしまうことは十分あるように考えられます。なるべく都や国にお願いして大規模に調査をしていただいで、本当に少人数学級は効果があるのかということを検証しながら、ぜひとも私は進めていっていただきたいと考えております。

また、学力だけではなく、教員側のほうも本当に少人数なら労働時間は少なくなっているのか。それで残業、でもタイムカードは切ってないところも多いんですけど、残業時間が多くなっているのか多くなってないのか、そういったところも定量的に比べられるかと思います。そういったところをしっかりと検証しながら、進めていっていただきたいと思います。

実際に体験レベルの話ですと、私も教員の友人が結構多いんですけれども、そういった方に話を聞くと、やっぱり人数は少ないほうがいいということは本当に心から言っているように感じられます。

そういった面からも、私はこの陳情は採択していきたいと思います。

○【小口俊明委員】 本陳情は採択です。

現状では、学級編制におきましては、40人から20人前後での児童の人数として運営をされております。小学校第1学年におきましては35人ということであります。今般のコロナ禍におきましては、これまで想定をしていなかった密を防ぐ対策、このことを実施していかなければなりません。

現状の40人学級では児童の人数は最大40人、でもおよそ20人前後という中で、40人に近い人数のクラスでありますと、先ほど来の当局の御答弁でも分かりますように、密を防ぐ机の配置というのがかなり窮屈という状況かと思えます。そして、例えば30人の学級であれば、30人から15人の間ということで、密の対策がやりやすくなるということかと思えます。

そしてまた、この取組を進めるためには、先ほど来課題にもなっておりますけれども、費用面で、増えるクラス数に応じて、教員の配置ということが必要になってくるわけであります。この人材の確保につきましては、東京都の予算の確保、また国の支援ということが必要になってまいります。

こうした教育の環境を整えることによって、現場でコロナ禍の対応に御苦勞をなさっていらっしゃる教職員の皆さんの負担を軽減し、そして児童の感染の防止に実効を上げていくことが必要だろう。このように思います。コロナ禍における学級内での密の防止のためには、学級の人数を40人よりも少ない人数が必要である。このように考えます。35人または30人という設定が想定をされるのではないかと。このように考えております。本陳情は採択であります。

**○【古濱薫委員】** 本陳情に採択の立場で討論いたします。

少人数学級のメリットということで、当局から子供の様子をよく把握できるとか、一人一人に学習の指導が行き届くですとか、実際の担任の先生、現場の先生方からは、多人数の学級を持っている先生には疲労感が感じられるという大変生々しい声が聞けました。

そんな中で、また少なければいいというものではないということが分かる声も聞きました。他の委員からもありましたが、少人数というよりは市がどのくらいの規模の学級を適正人数と考えるかということが大事なのだなと感じました。それは学年や学校の状況でまた変わってくるでしょうが、ここをしっかりと押さえて、もちろん子供の人数を増やしたり減らしたり、全体は変わるものではありませんから、そこを押さえて、適正はこうだけれども、今できるのはこういう現状である、そしてこれからこうしていきたいというビジョンが教育委員会にあることが重要だと思います。

また、少人数と今言っておりますが、コロナ禍において登校を半分にした期間がありましたよね。そのときに少人数というのは実現していますから、そのときの検証をもう1回振り返って、コロナの対応で大変だったでしょうが、あの頃、子供たちと教員がどのように接して、子供たち同士、教室内でどのように過ごすことができたのか、しっかりと振り返っておいっていただきたいと思えます。

また、これから少人数を実現していこう、適正な人数はこのぐらいだからやっっていこうとはいえ、教室の確保、教員の増員などは予算がかかるものですから、東京都や国には必要に応じて要望を上げていっていただきたいと思えます。

また、少人数学級、適正な人数の学級においては、配慮が必要とされる子、また課題を抱えている子——抱えていると申しましたが、これは一人一人にとってみれば、環境や周りの人の対応によって抱えさせられているとも捉えられると思えます。決してその子の特性が課題であるとか、そういう捉え方を一方的にしないでいただかないような配慮を願うとともに、従来の授業形態、学校の形では、その子の育ちが十分できないような状況にある子たちをぜひ取りこぼすことのないよう、適正な人数、適正な環境を教育委員会がしっかりと押さえて、実現に向けてやっていっていただきたいと思えます。以上です。

○【住友珠美委員】 本陳情には採択の立場で討論いたします。

コロナ禍によって様々な生活様式に変化がありました。学校生活に対しても分散登校を行うなど、子供たちの学びの保障と心身のケアに対しても、抜本的に取り組んでいく必要があると感じているところです。学校に通って授業を受ける、友達と給食を共に食べること、子供時代の貴重な経験であります。

今回の私の一般質問におきまして、少人数学級の質問をさせていただきましたけれども、提出された陳情では、給食を通じて、食の面から少人数学級の有用性を指摘されていらっしゃいました。ここはとても重要な指摘であると考えます。特に余裕を持って、落ち着いた環境の中で友達とおいしい給食を食べる経験、何にも代え難い豊かな経験であると考えられるからです。

それと少人数学級と一緒に、今、多忙を極める教員の働き方について、これも増員などを含めて、これは先ほどからほかの委員も言っていますように、自治体だけで考えるのはなかなか大変であります。東京都、国も含め、検討を抜本的に進める必要があると思います。

また、少人数学級になったメリットをお話ししていただきましたけれども、教員が児童生徒の一人一人に目を行き届かせることや適切な距離が保たれることで、刺激に影響を受けやすい児童生徒さんたちが落ち着いて教室で過ごせる、いわゆるインクルーシブ教育を実践するのに有効であること。また、教員の働き方改革につながる、本当に大変いい分析をされていたと感じています。

こうした点、様々勘案いたしまして、大変有効性の高い少人数学級、これは段階を追っていく考えももちろんあると思いますので、ぜひとも今、行動を起こすことは大切だという判断から、本陳情を採択とさせていただきます。

○【稗田美菜子委員】 それでは、採択の立場で討論させていただきます。

教職員1人が受け持つ児童生徒の数が少ないということは、様々な面でメリットがあるということは委員会の中でよく分かってきました。まさにコロナで分散登校をしてみたら、学級運営がうまくいっただけではなくて、子供たちにとっても非常に良かったという感想を、現場の感覚として持っているということもよく分かりました。

私自身もこの夏に学習塾で子供に関わる中で、いろいろと意見はあったんですけども、子供一人一人が安定しているかなという印象を持ちました。学力の面では、実際、授業がないことによって子供たちが大きなものを背負ったなという感覚を持つと同時に、生活そのものについては大分見てもらえているという、大人の目が多く入っているなという感覚を、私も学習とかそういうところに携わる一員として、この夏、非常に感覚を持ったところでございます。

教育長から御答弁がありましたように、教育長会も少人数制の実現に向けて要望は既に出しているということも分かりました。また、ヒアリングの中では、学科担任制なども要望しているということも分かりましたので、教育環境の改善という意味では、生徒を減らすのももちろんそうですが、多くの大人が関わっていくことが環境改善につながるということで、国立市は頑張っているということもよく分かりました。

先ほど少し触れましたが、いい面も分散登校であつたんですけども、子供たちからすると、今日は午前中、あしたは午後と、生活リズムを整えるにはちょっと難しい環境だったのかなというのは思います。なので、今後コロナ禍で、もし万が一、分散登校がある場合には、生徒本位の分散登校にしていきたいということを、ここで要望しておきます。

陳情では、この陳情文の中でもそうですけれども、人数について具体的に述べられてないのは、よ

り適正な人数は現場の声を聞きながらしっかりと進めてほしいという内容だと私は理解をしました。人数が少な過ぎても、多様な考えに触れることができないといったことを、教育指導支援課長がおっしゃっていたように、そういう場合もあると思います。また、人数が少ない場合も、担任の先生とうまくいかなくなってしまった場合に、子供からすると、そこに毎日通わなきゃいけないという大きな問題もあると思います。どういった形が、子供たちにとっていいのかということをしっかりと考えていっていただきたいと思います。

人数が少なくなることで担任の先生の負担が減って、教職員に余裕ができることで、教育の質を高めることが期待できるということなんだと思います。しかし、その実施については、指導しやすいから少人数を進めていくということではなくて、子供の教育環境を充実していくということを中心に据えていただきたい。

また、私自身も結婚前から塾の仕事には携わっていますが、子供を持って、自分の子供には冷静でいられないということがよく分かりました。それまでは塾の1人の講師として、どうしてそういうことを親は言えないんだろうとか、そういう話を親子でできないんだろうと思っていましたけれども、大切だったり思いが強いからこそ、そういうことを言いにくいんだということが、親になってみて私は分かったような気がします。なので、学校の役割というのは、今まで以上に子供にとって大きなものになっていると思います。

仕事をしている家庭も増えました、両親共働きの家庭も増えましたので、子供に関わってやりたいと思っても、なかなかその時間がない、大変だということを一番親が分かっているんですね。そういうことも含めて学校がしっかりと理解をして、子供を支えていく、子供を中心にしっかりと教育をしていくということを中心に据えて、少人数の学級だけじゃなく、教員の研修とか、人材育成にもしっかりと力を入れて、多角的に取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、本陳情については採択とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午前11時13分休憩



午前11時29分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



## 議題(2) 第58号議案 国立市森林環境基金条例案

○【遠藤直弘委員長】 第58号議案国立市森林環境基金条例案を議題といたします。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第58号議案国立市森林環境基金条例案につきまして補足説明申し上げます。

本条例案は、令和元年度より譲与が開始された森林環境譲与税を原資とし、木材利用の促進、森林整備に関する普及啓発等の施策に必要な資金に充てるため、基金条例を制定するものでございます。

第1条は、設置の目的で、ただいま申し上げたとおりの内容でございます。

第2条は、基金の積立額について、毎年度一般会計の歳入歳出予算で定めることを規定しております。

第3条は、管理について、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管すること。また、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができることを規定しております。

第4条は、運用益金の処理について、基金から発生した収益は、この基金に繰り入れることを規定しております。

第5条は、繰替運用について、財政上必要があると認められる場合は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定しております。

第6条は、処分について、第1条に規定する資金に充てる場合に限り、処分することができることを規定しております。

第7条は、委任について規定しております。

最後に付則についてでございますが、本条例は公布の日から施行することを規定しております。

なお、参考として、総務文教委員会資料No.34を提出しておりますので、併せて御参照ください。

以上が、国立市森林環境基金条例案の内容でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。古濱委員。

○【古濱薫委員】 説明ありがとうございます。質疑いたします。この基金の使い道、今のところの考え、お聞かせください。

○【簗島政策経営課長】 基金の使い道でございますが、まず森林環境基金の原資でございます森林環境譲与税、こちらの使途は私有林の間伐や人材育成、担い手の確保、それ以外に木材利用の促進や普及啓発等の森林整備数及びその促進に関する費用に充てるとされてございます。要するに、基本的にはこの使途を引き継ぐものと考えております。

現在、森林環境譲与税、国立市では昨年度、令和元年度から譲与が開始されましたが、資料にもございますとおり、北秋田市さんとの交流事業のマタギの地恵体験学習会事業に充当させていただいております。こちらは普及啓発等という考えの下、やっている事業でございます。

これ以外につきましては、例えば木材利用の促進といったところで例を申し上げますと、例えば公共建築物の建設や改修時におきまして、木製品を使用するといったことなどが考えられるかと思っております。

また、他の自治体の事例でございますが、例えば国立市と同様に、森林のない豊島区さん、こちらは事例紹介で総務省が取り上げているものでございますが、埼玉県秩父市との連携によりまして、豊島区側が森林整備の費用負担をすることにより、秩父市で森林を育成します。これによりましてCO<sub>2</sub>の吸収の認証といったものを秩父市側が発行するという形で、カーボンオフセットのような事業も他の自治体では活用されているところでございます。以上です。

○【古濱薫委員】 分かりました。これは用途が限られているということで、しかし国立市には森林がないので、かなり考えて使わないといけない基金なんだなと思いました。

国立市の、例えば今困っているというか、課題の1つにハケの整備ってありますよね。ここは私森林ではないから、多分用途外なんだろうが、例えばこういうところに用途拡大を国に交渉したりとか、ちょっと広げてもらえるよう、国立市らしい使い方ができるよう、要望していくというお考えはありますか。

○【**簗島政策経営課長**】 緑地帯の保全というところでございますが、こちら国の説明会の考え方としましては、公園や緑地等の整備というのは別の法律による対応があるものと考えております。その中で、既存の事業で管理されている公園や緑地等につきましては、森林環境教育のフィールドとして活用し、普及啓発につながる事業であれば、使途の対象になると考えると。こういった意見を頂いております。

ですので、例えばハケの木の枝下ろしをすとか、下草を刈るというのを委託としてやることは難しいと思うんですが、フィールドとして活用するということに合致するのであれば、可能性としてはあるということでございます。

○【**古濱薫委員**】 先ほど秩父市と豊島区との連携ですとか、そんな使い方があるんだ、アイデアだなと感じました。ぜひそういった工夫などをいろいろ考えて、国立市に見合ったお金の使い方をしてほしいと思います。

ほかには、具体的には今どんどん公共施設の建て替えなどが予定されておりますが、例えば直近の第二小学校の建て替えなどに、市の木材とか使っていくようなことに当てはめることはできますか。

○【**簗島政策経営課長**】 例えば二小の建築の際に、木質化できないかということかと思います。そのような使い方については、この森林環境譲与税の目的には合致するものかと思います。

一方で、森林がないということで、譲与額が国立市は少なくなっております。施設整備に係る費用はかなり多額になってまいりますので、この辺りが可能であるかどうか。また、二小を直近でやったとして、ほかの学校をどうしていくかといったこともございますので、その辺り、今後、可能性を検討してまいりたいと思います。

○【**住友珠美委員**】 1点だけ質疑させていただきます。木材活用の促進というお話を聞きましたけれども、そこで例えば国立の材木店さんに補助ということはできるのでしょうか。

○【**簗島政策経営課長**】 あくまでも森林整備というところが中心になっていきますので、市内の木材の事業者さんに単に補助するというのは、多分難しいことかと思います。

一例としては、この地域でいうと、多摩産材というのは取扱いがあつたりするので、例えば青梅市さん辺りなどはそういったところで活用されるということはあると思いますが、単に国立市内の事業者に補助を出すということは難しいのかと思います。以上です。

○【**遠藤直弘委員長**】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【**稗田美菜子委員**】 本件については、賛成の立場で討論させていただきます。

森林整備に関する普及啓発ということで、国立市においては、北秋田市でのマタギ体験などに使った残りの分を基金に積んでいくということだったと思います。北秋田市での活動をこれから充実していくということではなくて、御答弁の中にもありましたが、国立市に來ている譲与税分がすごく少ないので、今後、木材利用の促進ということに具体的に使っていくためにも、基金に積んでいく必要があると私も思います。

ただ、基金については活用の目安という目標をしっかり持って、積んでいくことが目標になっていたらこれは意味がないので、どれぐらい積んだらどういうことに使うということを具体的に考えながら、基金に積んでいくことをお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【**小口俊明委員**】 国立市には森林と呼ばれるような状況はないわけでありすけれども、気候変

動、温室効果ガスの削減のためには、これは全国で取り組む必要があると考えます。

国立市においても、有意義な基金となるだろうと考えます。国立市の目標、掲げているCO<sub>2</sub>の削減、ここにもつながっていくような取組、基金としていただきたいと思います。このように考えまして賛成をいたします。

○【住友珠美委員】 本条例案には賛成させていただきます。

CO<sub>2</sub>の環境負荷に対することなどもあります。ただ、先ほどほかの委員からも言われましたけれども、基金自体をどのように使っていくかということをしっかり考えていただきたいと思います。私なんかは環境保護活動を促進するような、例えばフィールドワークを増やしていただいてもいいのかなというふうにも考えますし、その辺をよくよく考えていただきたいと思いますようお願いいたしまして、賛成とさせていただきます。

○【石井伸之委員】 本条例案については、賛成の立場で討論をいたします。

基金を積んでおき、そしていざというときに備えるというのは、まさに私もそのとおりだと認識しております。

ただ、活用方法の中で、フィールドの活用という中で、例えばなんですけれども、城山さとのいえの前で毎週日曜日、くにたち冒険遊び場の会の方がハケの木々を活用してロープワークであったりとか、ターザンロープであったりとか、様々な形でハケと子供たちが親しむという形で、森林の大切さ、また自然との親しみ方等、いろいろ子供たちに教えていただいているといったことをされておりますので、どこまで可能かは分からないんですけれども、ハケを守るために活動されている団体であったり、ハケの自然を守るために、教育的な観点から子供との活動・連携、こういったことを行っている団体に対する支援につながるかどうか、その辺りも御検討いただきますようお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



### 議題(3) 第59号議案 国立市債権管理条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第59号議案国立市債権管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第59号議案国立市債権管理条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明申し上げます。

総務文教委員会資料No.35、国立市債権管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表を御覧ください。

大きく2点の改正がございますが、1点目につきましては、以前の国立市個人情報保護条例の一部改正の際に、引用条項について改正すべきところ、漏れがあったものでございます。誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことのないように、しっかりと取り組んでまいります。

内容は、本条例第19条第1項で、国立市個人情報保護条例から引用しております「第2条第2号」を「第2条第7号」に改めるものでございます。

2点目は、地方税法及び租税特別措置法の改正により、条例中の用語に変更が必要となったため、制定付則第4項に所要の改正を加えるものでございます。具体的には、「特例基準割合」とあるものを「延滞金特例基準割合」に、租税特別措置法第93条第2項「の規定により告示された割合」とあるものを、同法「に規定する平均貸付割合」と改めるものでございます。

なお、この改正により、直接延滞金に増減が生じることはございません。

裏面2ページを御覧ください。付則でございます。

第1項として、施行期日を令和3年1月1日とし、ただし書で、第19条第1項の改正規定に関しましては、公布の日から施行するとしております。

第2項は、経過措置でございます。

改正後の付則第4項の規定について、この条例の施行の日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとしてございます。以上が、国立市債権管理条例の一部を改正する条例案の補足説明でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



#### 議題(4) 第60号議案 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第60号議案国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第60号議案国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明申し上げます。

お手元に配付してございます総務文教委員会資料No.36、国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案の主な内容について及び総務文教委員会資料No.37、国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表に基づいて御説明申し上げます。

総務文教委員会資料No.36、主な内容についての1ページを御覧ください。初めに、1、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しでございますが、令和3年度から寡婦（夫）控除に未婚の独り親も含め、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平も是正する独り親控除を施行し、人的非課税措置の対象となる未婚の独り親について児童扶養手当受給者に限定しないこととするものでございます。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表の1ページの第1条による改正中、第21条、第31条の2及び2ページの第33条の2に改正条文をお示ししてございます。

次に、総務文教委員会資料No.36、主な内容について、2の所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応ですが、登記簿上の所有者が亡くなられて、固定資産の所有者が1人も明らかとならない

場合、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課税することが可能となる制度が整備されました。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表では、2ページの下段、第46条第2項から、3ページの第6項に改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料No.36、主な内容について、3、地方たばこ税の課税方式の見直しですが、これまで1グラムを1本として、重量換算により課税されていた1本1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、令和2年10月1日と令和3年10月1日の2段階をもって、重量に関係なく、紙巻きたばこ1本に換算されるよう改正をされました。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表では、4ページ中段、第85条第2項、第4項及び19ページ上段、第2条による改正の第85条第2項に改正条文が示されております。

次に、総務文教委員会資料No.36、主な内容についての4、確定申告の提出期限の延長特例を受けた法人に係る延滞金の特例ですが、法人税法の定めにより、申告期限の延長特例を受けた法人の延滞金の割合を引き下げるものです。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表では、5ページ上段、附則第4条の2及び6ページ、附則第5条に改正条文が示されております。

次に、総務文教委員会資料No.36、主な内容について、2ページの5、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置ですが、令和3年度1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、売上高の減少率に応じて2分の1またはゼロに軽減いたします。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表では、6ページ下段、附則第11条及び7ページ上段の附則第18条の10の読替規定により適用しております。

次に、総務文教委員会資料No.36、主な内容についての6、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長でございますが、令和2年9月30日までとしていた税率1%軽減措置を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得した軽自動車としております。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表の7ページ下段、附則第19条の3に改正条文をお示ししております。

総務文教委員会資料No.36、主な内容についての7は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除でございます。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表では、7ページ下段、附則第21条及び8ページ中段、第21条の2に改正条文をお示ししております。

総務文教委員会資料No.36、主な内容についての8は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、イベントを中止等した主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への個人住民税に係る寄附金控除の適用でございます。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表では、20ページ中段、附則第31条に改正追加条文をお示ししております。

総務文教委員会資料No.36、主な内容についての9は、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅ローン控除の適用要件の弾力化でございます。令和15年度までとしていた適用期間を、令和16年度まで1年間延長しております。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表では、20ページ下段、附則第32条に改正の追加条文をお示ししております。

総務文教委員会資料No.36、主な内容についての10は、元号の平成から令和への改め及び地方税法等の改正に伴う引用条文・条項ずれの修正及び文言整理等でございます。

総務文教委員会資料No.37、新旧対照表 8 ページの下段の本改正条例第 2 条による改正中、第16条から18ページの第44条第 6 項まで、19ページの附則第 4 条の 2 から20ページの第18条の10までが、元号の改め及び地方税法、租税特別措置法等の改正に伴う引用条文・条項ずれの修正及び文言整理等でございます。

以上が改正の内容でございます。

最後に、総務文教委員会資料No.37、新旧対照表20ページ下段の附則以下が、本改正条例の附則でございます。

第 1 条各号で施行日を定めております。

21ページ下段の第 2 条は、延滞金に関する経過措置、第 3 条は市民税に関する経過措置でございます。

22ページ下段の第 4 条は、固定資産税に係る経過措置でございます。

23ページの第 5 条及び第 6 条は、市たばこ税に関する経過措置でございます。

第 7 条は、都市計画税に関する経過措置でございます。説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 では、何点か質疑させていただきます。

今回の条例改正でございますけれども、これは新型コロナウイルスの感染症の緊急経済対策のためのものだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○【山田課税課長】 本改正案でございますが、新型コロナウイルスによる影響が全くなかった時点で草案された定期的な地方税法の改正による改正部分と、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として急遽発令された地方税法の改正による 2 つの改正法による条例改正を、1 つの改正条例案にまとめて提案させていただいております。

総務文教委員会資料No.36、国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案の主な内容についての 1 ページ目の項目 1 から 4 までが、定期的な改正部分でございます。

次に、資料 2 ページ目の項目 5 から 9 までが、令和 2 年 4 月 30 日に急遽制定された新型コロナウイルス対策による改正でございます。

定例的な改正による部分では、項目 1 の子あり寡婦、寡夫、未婚の独り親である単身児童扶養者を大きくまとめましたひとり親控除制度の創設が重点ポイントであると考えております。

新型コロナウイルス対策では、既に数件のお問合せをいただいております資料 2 ページ目、項目 5 の中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置と、同ページ項目 8 のイベントを中止等した主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への個人住民税に係る寄附金控除の適用が重点ポイントであると考えてございます。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。様々説明していただきましたけれども、その中でちょっと引っかかったのが払戻しを放棄した人への控除です。イベントが対象ということですが、これはどういったイベントが対象になっているのでしょうか。

○【山田課税課長】 税法上では市が定めるということになっておりますが、国及び東京都の指定に準じようと考えております。文化庁とスポーツ庁により、既に申請のあった個々のイベントについて、

900件以上のイベントが既に指定されてございます。

○【宮崎政策経営部長】 基本的には、イベントは文化イベント、スポーツイベントを対象としておりまして、中止の理由も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにイベントを中止したものに大きく適用されるといった状況でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。これは主催者の申請が必要となるということで理解いたしましたけれども、イベントを中止した対象がコロナの影響を大きく受けて、今おっしゃった主催者をチケットの払戻しを受けずに支援しようとするほうが、控除を受けることができるということでしょうか。

○【山田課税課長】 そのとおりでございます。

○【住友珠美委員】 でしたら、例えばこれは国立市と国立市民のための条例になるということで、国の判断だけでなく、市長の判断として、市としての判断で市内のイベント、例えば芸小ホールでの中止イベントなども、市として指定するということはいかがでしょうか。できるのでしょうか。考えていらっしゃるか。

○【山田課税課長】 考えておりますが、寄附金控除の制度につきましては、国税である所得税が40%、市・都民税が10%、併せて寄附金の50%が税額控除される仕組みでございます。国立市だけが指定しているイベントとなりますと、所得税及び都民税の控除がされず、市民税分6%だけの控除にしかありませんので、もし芸術小ホール等でそのようなことがございましたら、主催者には文化庁への申請をお勧めしたいと思っております。

○【住友珠美委員】 分かりました。その点は理解させていただきました。

また、これ申請が遅れて、例えば控除が受けられなくなるといった心配もあるので、そのことはくにたち文化・スポーツ振興財団にもしっかりと事前に情報提供していただけたらということをお願いいたしまして、あとは討論でやらせていただきます。

○【古濱薫委員】 寡婦（夫）控除の見直しについて質問いたします。これはこれまで対象でなかった結婚していない独り親の方も、控除の対象に含まれるようになったということなんですが、こちらは御本人たちからの手続とか、申請が必要になるのでしょうか。また、国立市においては、対象者はどのくらいいらっしゃるのか、分かれば教えてください。

○【山田課税課長】 申告のときに、自分はそういう立場でございますということをチェックいただくとか、そういった本人の申請というか、申告の時点での申出は必要になってまいります。（「人数は」と呼ぶ者あり）人数は、子育て支援課のほうに聞いたところによると、30名弱というふうに伺っております。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます、申告というのは確定申告のことでしょうか。

○【山田課税課長】 確定申告もそうですし、いわゆる私どものような給与所得者の場合は、国立市の職員であれば、職員課に提出する年末調整の手続がございまして、その中で必ず聞かれるはずでございます。

○【古濱薫委員】 給与所得者であれば、そういう方式だと分かりましたが、例えばアルバイトとか、非正規で生計を立てている方はどのようになるのでしょうか。

○【山田課税課長】 収入金額にもよりますが、確定申告が必要な場合には、その確定申告にチェックを入れる欄がございまして、市の申告だけの方に関しましては、市の申告書の中にチェックを入れる場所がございまして。

○【古濱薫委員】 今回、こういった対象にならなかった方々も、独り親という大きなくくりで控除の対象になるということで、いいほうの改正なのかなとは思いますが、こういった市の、例えば子供を育てる際の補助ですとか、支援も所得制限があったりするもので、本人たちにとっては制度が変わるごとに、自分にとってどう変わっているのかなというのが意外と分かりにくくて、申告の際にチェックをする欄があるので、そこを忘れないようにすればいいんでしょうが、不安定な生活をされている方とか、仕事先から現金で給与というか、お金、報酬をもらっている方ですとか、様々な環境の方がいらっしやると思います。

そういったときにチェックをし忘れたりとか、できない状況にあったりとか、本当に想像がつかないケースもあると思うんです。そういった方々を取りこぼさないためにも、今度制度がこのように変わりました、こういった生活の方、状況の方、子供のいる方、いない方は、このようになりましたというような広報は、分かりやすく、どのようにしていくお考えがあるかどうかお聞かせください。

○【山田課税課長】 市報くにたちや国立市のホームページが中心になりますが、その中でなるべく目立つように広報していきたいと考えてございます。

○【古濱薫委員】 こういった独り親であったり、小さな子を抱えている保護者というのは、意外と市報やホームページを見る、チェックしていると思います。子供関連のそういったイベントだったり、何か申請があるというのは、意外とチェックしていると思うので、これは広報・広聴係、政策経営部になるんでしょうか、しっかり取り組んでいかれそうですでしょうか。

○【宮崎政策経営部長】 もちろんしっかり取り組みますし、やっぱりタイミングですよね。今回、税制が随分変わっておりますので、確定申告において、通常は2月の中旬からですから、そのタイミングに合わせた時期によく課税課と広報と相談して、より分かりやすく市民の方にお知らせしていきたいと考えます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 本条例案には賛成させていただきます。

ポイントとしては、私は未婚の独り親に対する寡婦（夫）控除が適用されることと、あと男性の独り親も是正されたということで、これも大きいかなと思いました。

あと2番目に、様々イベントの中止も相次いで、本当に大変な思いをされているということも聞いておりますが、イベントを中止した主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への住民税の寄附金控除が適用される。大変大きなことだなと感じております。

以上、この点から、この条例案は改正ということなので、賛成とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 多岐にわたる内容の条例改正でありますけれども、まず1つ目の未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直しということで、寡婦・寡夫ということで広がったことについては、いい方向性だなというふうに思いましたことと、あと寡婦・寡夫ということでは、一度結婚をなさって、それも様々な状況の中で、例えば死別ですとか、お一人になったような世帯の場合には、お一人に対して税制上の措置があるわけでありましてけれども、これまで未婚の独り親の方々はこういった取扱いがなくて、経済的にも大変御苦労をされてきているという状況を見ても、今回のこの改正というのは意義のあるものかなと思います。こうしたところに行政としてはぜひ寄り添って、対応を考えていっていただきたい。このようにも思います。

また、それ以降の所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応や、地方たばこ税の課税方式の見直し等、これも必要なものと考えますし、またさらには新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に伴うイベント中止等した場合の主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への個人住民税に係る寄附金控除の適用、また新型コロナウイルス感染症の影響により住宅ローン控除の適用要件の弾力化、このようなことも当然必要な措置でありまして、ぜひこの改正を適用して、市民生活に対応をしていていただきたい。このように考えます。賛成です。

○【稗田美菜子委員】 第60号議案については、賛成の立場で討論させていただきます。

幾つもの条例改正を一遍に、市税賦課徴収条例の一部改正として取り扱うものだと思いますが、他の委員からもありましたけれども、制度そのものが多岐にわたりますので、対象者の手元にいったって対象者が理解をして、申請なら申請ができるというところまで丁寧にやっていかないと、改正した意味がないと思うんです。やりました、通知しました、対象者は御自分で判断してくださいでは全く意味がないと思うので、先ほど政策経営部長がおっしゃっていたように、タイミングも含めてですね。

特に独り親のところについては、このタイミングというのは、確定申告というタイミングが分かっていますので、そのタイミングのときにしっかりと、今まで制度に苦勞していた人たちなので、比較的アンテナを張っていると思いますが、ただ、どう制度が変わって、どういうふうになるのかというのは初めてのことに当然なるので、しっかりした通知と周知を要望して、賛成とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食休憩といたします。

午後0時7分休憩



午後1時9分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



#### 議題(5) 第61号議案 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第61号国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 第61号議案、国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、補足説明をさせていただきます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。別表の個人番号カード交付事務の項のうち、通知カード再交付手数料を削除し、議案書にお示ししております、個人番号カード再交付手数料のみとするものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 では、何点か確認させていただきます。

まず、国立市手数料徴収条例の改正される趣旨というのは、どんなところにあるのでしょうか。

○【吉野市民課長】 社会のデジタル化を進める観点から、また、マイナンバーカードの普及促進の観点などから、個人番号の通知カードが令和2年5月25日に廃止となりまして、通知カード再発行の手續に手数料を徴収しておりましたために、これを規定している条例の別表中にございます、通知カード再発行手数料の文言を削除するという改正でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。

今回、通知カードそのものがなくなるから、再発行手数料もその分なくなるということで理解いたしましたけど、市民に対して不利益な改正ではないのか、その点を伺いたいと思うんです。どうなるのでしょうか。

○【吉野市民課長】 当条例の改正におきましては、市民に不利益になるということはありません。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。

そこは大丈夫だということで、ただ、私はこれが最初、500円が800円になっちゃうのかと誤解をしてしまったんです。そのため、この周知の仕方というのはどうするか考えていらっしゃるでしょうか。

○【吉野市民課長】 5月5日号の市報で、マイナンバー通知カードの再発行等の廃止についてという記事を載せさせていただいております。また、現在、ホームページのほうもマイナンバー通知カード発行等の終了についてという記事を載せておりまして、そちらでの周知をさせていただいております。以上です。

○【住友珠美委員】 これは、このまま通知カードがなくなってしまうと、マイナンバーを提示する場合というのはカードだけなんではないでしょうか。あと何か、カードがどうしても要らないかという方もいらっしゃるじゃないですか。そうしたときはどうなるのでしょうか。

○【吉野市民課長】 通知カードのほうが今回、廃止になった後、どのようなことが変わってくるのかという御質疑だと思います。まず、通知カードに今まで新規発行や記載事項の変更等の手續というのがあったんですけれども、それがなくなったということと、それから、令和2年5月25日以降、マイナンバーが新規付番される方への通知、これは出生とか海外からの転入の方についてなんですが、こちらが通知カードに代わりまして、個人番号通知書というものが国より発送されております。また、住所などに変更がない方に関しましては、引き続き、通知カードをマイナンバーを証明する書類として利用することができます。

通知カードの券面に変更があった場合、こちらのほうはマイナンバーカードや、それから、マイナンバーが記載された住民票を取得していただきまして、御利用していただくという形になります。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。マイナンバーカードや、もしくはマイナンバー記載の住民票で対応ができるということが理解できました。ありがとうございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 本議案には賛成の立場で討論させていただきますが、利用者にとって不利益

になることはないと言え、確かにないんですけれども、通知カードを手元に自分で持っていて、女性の場合、戸籍の名前が結婚によって変わる場合があります。そのときに移行したときの旧姓と新姓が明確に残っているものを、結婚のときにあらゆる書類で全部名前を変えていくんですけども、たまたまこれを忘れていたみたいなものがあったりするんです。後から出てきて、それがマイナンバーでつながっていればいいんですけど、つながっていない場合、旧姓と新姓を結ぶことがしっかりできるのが通知カード、まだ自分がマイナンバーカードを作っていない場合については、それがまだ有効だったりするケースが、まれにですけれども、あります。結婚するときに、そこはマイナンバーカードを持っていなくて通知カードだけの場合には、そういう事務手続を今までしてくださっていたので、それが証明書になっていたというケースがあるんです。

それは本当にまれなケースですけれども、そういう時には住民票を取りに行っても対応すれば可能ではありますが、自分がそれに該当していることが分からなかったり、これがあれば、旧姓と新姓をつなぐことができるんだと思っている女性の方、女性だけじゃないかもしれませんが、姓が変わった場合にあることがあると思いますので、想像よりも広い範囲でちゃんと制度の周知をしていくことが大切だと思います。想像力を広げて、より広く周知していくことをお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【住友珠美委員】 今、稗田委員もおっしゃっていましたが、この条例案には賛成とさせていただきますが、周知徹底というのが本当に大切だと思います。私も800円に値上がりしたのかと最初思ってしまったし、あと、高齢者のお宅へ行くと、通知カードというよりそのものが分からないとおっしゃっているの、5月に市報を出してくださったということなんですけれども、丁寧な周知をお願いいたします。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおりに可決することに決しました。

ここで暫時、休憩といたします。

午後1時17分休憩



午後1時17分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(6) 第69号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案

（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、公債費、諸支出金）

○【遠藤直弘委員長】 第69号議案令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費の一部、消防費、教育費、公債費、諸支出金を議題といたします。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第69号議案令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。債務負担行為補正は、総務文教委員会の所管するものは追加が3件でございます。職員健康診断等委託料については、競争入札による複数年契約とすることで契約手続の適正化を図るため、その実施準備も含め、期間が令和2年度から令和7年度まで、限度額を7,932万7,000円とする債務負担行為を追加するものでございます。

国立第二小学校改築工事実施設計委託料については、令和2年度中の業務完了が難しいため、予定していた実施設計業務を翌年度に延期することに伴い、期間が令和3年度、限度額を1億200万2,000円とする債務負担行為を追加するものでございます。

国立市学校給食センター整備運営事業については、新給食センターの事業者選定に当たり、入札公告を行う必要があるため、期間が令和3年度から令和20年度まで、限度額を62億8,840万8,000円に物価変動、公租公課等の増減額を反映した額とする債務負担行為を追加するものでございます。

次に、第3表、地方債補正は総務文教委員会の所管するものは変更が1件です。歳出予算の補正に伴い、その財源として、第二小学校改修事業債の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止をはじめ、地域経済や住民生活を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

款16都支出金、項2都補助金は、歳出の補正予算に対応し、東京都公立学校情報機器整備支援事業補助金を追加するものでございます。項3委託金は、第八小学校が東京都のオリンピック・パラリンピック教育、文化プログラム・学校連携事業実施校に決定したことに伴い、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金の増額を行うものでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入は、歳出の補正予算に対応し、基金利子を増額するものでございます。

款18寄附金、項1寄附金は、国立ベンチの寄附が2件寄せられたため、指定寄附金の増額を行うものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額しております。

款20繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金が確定したことに伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

款21諸収入、項4雑入は、令和元年度事業費の確定に伴い、文化・スポーツ振興財団補助金過年度清算金を追加するものでございます。

款22市債、項1市債は、歳出予算の補正に伴い、その財源として、第二小学校改築事業債を減額するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。18ページ、19ページをお開きください。款1議会費、項1議会費は、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金の原資とするため、政務活動費交付金を全額減額するものでございます。

20ページから23ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。22ページ、23ページをお開きください。庁内のテレワーク環境整備及びウェブ会議システムの導入に係る備品購入費を追加する

ものでございます。

項3 戸籍住民基本台帳費は、国の補正予算成立により、交付上限額が増額となったことに伴い、個人番号カード関連事務委任に係る交付金を増額するものでございます。

22ページから25ページにかけてが、項4 選挙費です。24ページ、25ページをお開きください。市長選挙に係る投開票事務従事者手当等を増額するものでございます。

44ページ、45ページをお開きください。款9 消防費、項1 消防費は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を延期することに伴い、消防団器具置場外壁等改修工事実施設計委託料を全額減額するものでございます。

項2 災害対策費は、感染症等に関する情報を的確に伝達するため、防災行政無線受信用戸別受信機に係る備品購入費を増額するものでございます。

46ページ、47ページをお開きください。款10 教育費、項1 教育総務費は、G I G Aスクール構想に基づく環境整備を進めることに伴い、ネットワーク機設定委託料を追加するものでございます。

48ページから51ページにかけてが、項2 小学校費です。50ページ、51ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症の影響により、年度内の事業完了が困難となったことから、校舎改築実施設計等委託料を減額するものでございます。

項3 中学校費は、感染症予防のため、トイレの照明器具に人感センサーを取付け、照明スイッチの非接触化を図るため、トイレ照明人感センサー取付工事請負費を追加するものでございます。

50ページから53ページにかけてが、項5 学校給食費です。52ページ、53ページをお開きください。学校休業期間中の給食用食材のキャンセル料を事業者へ支払うため、補償金を追加するものでございます。

項6 社会教育費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内小中学校音楽フェスティバルが中止となったことから、会場設営等委託料を全額減額するものでございます。

項7 社会体育費は、学校プール一般開放を中止したことに伴い、プール開放管理運営業務委託料を全額減額するものでございます。

52ページから55ページにかけてが、項9 図書館費です。54ページ、55ページをお開きください。来館しなくてもサービスが利用可能な環境を整備するため、電子書籍賃借料を追加するものでございます。

56ページ、57ページをお開きください。款11 公債費、項1 公債費は、令和元年度起債額の確定に伴い、償還元金及び償還利子を減額するものでございます。

58ページ、59ページをお開きください。款12 諸支出金、項1 基金費は、地方財政法第7条第1項に基づき、前年度実質収支の2分の1を下らない額を積み立てることに伴う財政調整基金積立金の増額を行うほか、繰越財源に含まれている金額を各種基金に積み立てるものでございます。また、議会費及び特別職給の一部を原資として、感染症対策に必要な資金に充てるため新型コロナウイルス感染症対策基金積立金を、令和元年度決算において生じた森林環境譲与税の余剰金を積み立てるために、森林環境基金積立金を追加するものでございます。

項2 諸費は、令和元年度の補助額等の確定に伴い、国・都支出金返納額を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。古濱委員。

○【古濱薫委員】 よろしく申し上げます。21ページ、広報広聴費、情報発信等広報施策事業費の中で、こちらは生活便利帳という各家庭に1冊ずつ配布されている、市の便利事をまとめた冊子の件だと聞いていますが、当初予算から少し足りなくなって増刷をした件だと聞いています。その冊数ですとか金額、当初の予定から何冊増えたのかとか、あらましを教えてください。

○【尾崎秘書広報担当課長】 くにたち生活便利帳でございますが、こちらは市と協定を締結した事業者が、企業等からの広告収入を得ることにより、事業者の費用負担で便利帳の作成と市内への全戸配布を行う事業でございまして、2年に1度、全世帯へ配布、また、その間の転入世帯へお渡ししております。

過去の5回の本事業におきましては、足りるだけの部数が作成できたところでございました。2019年度、2020年度版を制作する際、事業者からは広告収入が減っているため、必要な部数の作成は難しいとの説明がありまして、今まで4万5,000部作成していただいていたところなのですが、このたびは4万3,000部で協定を結びましたので、当初から不足することは予想されていたところでございます。

冊数でございますが、国立市の住民基本台帳上の計算では世帯数3万8,000世帯、また、2年間の転入世帯7,500世帯ほど見込みまして、そのほか住民登録がない世帯にも配布しているので、プラスアルファで計4万6,000部から4万7,000部ぐらいは作成したいところでございました。

実際のところは、4万3,000部協定で作成いたしましたので、見込みとしても足りなかったということもございまして、実際、配布を始めまして、現在までの配布の残数が750部あります。今後の転入世帯の見込みが4,350世帯となりますので、これを差し引いた3,600部を今後、作成させていただきたい。1冊の単価が261円になりますので、合計で103万余りを予算措置するものでございます。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。過去5回行って作成して、2年に1回なので10年ぐらい、この事業は取り組まれていると思うんですけども、私も国立市に引っ越してきてから、生活便利帳を初めて受け取ったときのことをよく覚えていまして、すごく分かりやすいなと、冊子になっていて、カラーできれいで見やすく、こんなものが今までなかったけれど、無料で全ての世帯に配布されて本当に助かると思ったのを覚えております。

それが今、このような仕組みで刷られているということが分かりましたが、委託ではなく協定でというところは、協定とはどういうことなのか教えてもらえますか。

○【尾崎秘書広報担当課長】 事業者様と市が、こちらは発行確認書というものを交わすんですけれども、こちらをもって、作成部数と作成の仕様について内容を確認し合っ、て、お話しをした上で作るものでございます。

○【古濱薫委員】 ほかの例えば広報誌、広報を毎月2回配布されている、ああいった事業を注文して印刷してもらっていることとの違いはどんなことですか。

○【宮崎政策経営部長】 委託の場合は、市が必要な委託料、経費をお支払いしまして、契約に基づいて対応していただく。協定に基づいて、生活便利帳をやっているのは、事業者が市内等の様々な店舗等に回りまして、広告収入を事業者が得まして、私どもが必要とするものを提供していただく。そのときに何冊提供していただくとか、もちろん広告を集めるのに当たっての必要な協力はするとか、そういったことをしながら、市の歳出をなしに事業者と約束事を結ぶことによって、これを市民に配れるようにしているというものでございます。

○【古濱薫委員】 説明ありがとうございます。ということは、広告収入のみで賄えると見込んでいたものが、広告が集まらない事情などもあり、当初から、これは事業者のほうからこれぐらいしか刷れないから足りなくなるのではないかという見込みのまま、発車した事業であったということでしょうか。

○【尾崎秘書広報担当課長】 今回につきましては、恐らく部数としては厳しいということは、あらかじめ分かっていたところでございます。

○【古濱薫委員】 そういう仕組みで行っているということは理解できましたが、今後とも広告業者の集め方であったり、実際、広告を載せたいという事業者さんが少なかったりして、そういう難しさもある方法であり、今後も当初から補正が見込まれてしまうような、こういったやり方については、今後はどうお考えですか。

○【尾崎秘書広報担当課長】 今後は、また次回が来年の11月の作成になりますが、その際には、配布の仕方ですとか部数の関係もありましたものでしたから、広告収入の少しでも多く取れるような方法ですとか、そういったことも考えながら、次のことは考えていきたいと思っております。

○【宮崎政策経営部長】 現状のこういった状況を踏まえたと、総合的に考えれば、次回も同じやり方でやっていきたいと思えます。というのは、ちょうど10年ちょっと前に私が秘書広報課長のときに、この事業は始まったわけでございますけれども、それ以前は転入者の方だけに、市は印刷製本費をもって作った便利帳を配っておりました。2色刷りで、今のものと比べれば質もあまりよくなかった。それを転入者の方だけにお配りして、当時、大体印刷製本費が、単年度1年で80万円を少し超えているぐらいですから、2か年分で転入者向けだけに170万円程度で対応していたと。これは現行のやり方で、これまでは増刷せずに全世帯に2年ごとに配ることができていました。

ここで、今回、どうしても足りなくなりまして、100万円程度の追加発注いたしますけれども、これは、この事業を、もちろん広告収入だけで十分な冊数が対応できればいいんですが、恐らくそれは今後も難しいだろうという状況の中では、ある程度、増刷というのは視野に入れながらも、今の状況を、やり方を工夫しながら継続することが、全市民にとってはいい状況ではないかと考えています。現状ではそのように考えてございます。以上でございます。

○【古濱薫委員】 この方式にする前は、行政内で作ったものを、あまり質もよくなかったのか、それ相応のものであったものを転入者のみに配付していて、それが2年に1回170万円ほどの支出であった。それに比べれば、今回は増刷分が100万円ちょっとということで、全世帯にとっては今の方法がベストであろうと判断しているということは理解しました。

ただ、それでずっといいのかとか、併せてほかにどんな方法があるのかとか検討をしていっていただきたいと思いつつ、次の質疑に移っていいですか。22ページ、電算機運営費、公共LAN運用事業費、職員のテレワークのための回線使用料とウェブ会議用のタブレットの購入費だと聞いていますが、具体的な使用のイメージを教えてください。

○【篠島政策経営課長】 使用のイメージということでよろしかったでしょうか。ウェブ会議システムにつきましては、まず、我々、全体を所管している審議会ですとか、こういったところでのオンラインで使えるんじゃないかといったところ、また、各種事業をやる際に、今は1か所に集めてやっているんですが、こういったところをオンラインで開催できるんじゃないかといったところがございます。

例えば、庁内でアンケートを取った結果からしますと、公民館の事業ですとか、まちづくりのワー

クショップですとか、あと、保健センターで行っています特定保健指導、こういったことなんかができるんじゃないかということでアイデアは上がっています。やる、やらないじゃなくて上がっております。また、一方で、本庁舎と各プラザを結んでいるのは、今は人が行き来してやったりとか、あと電話しかなかったりしますので、こういったやり取りの中でウェブ会議システムがあれば、よりコミュニケーションが円滑にできるんじゃないかといったところを今、考えているところです。

○【平職員課長】 テレワークのほうでございます。大きく2点ございまして、1つは業務継続の観点というところで、今回のような職員が出勤させられない状況、そういった場合に対応していけるというところが1つございます。例えばですけど、基礎疾患がある職員であったり、感染リスクが高い職員などに一定の基準で在宅勤務を認めていくということであったり、今の現状ですと、ある職場で新型コロナウイルスの陽性者が出た場合に、その一帯全体が出勤できないということも想定されると。そういった場合に生産性の低下、業務効率の低下をできるだけ避けて、維持した上での在宅勤務、職場の人にテレワークをしていただくということも考えられると。そういった感染対策の業務継続の観点が1点。

あとは、中長期的な視点で見ますと、職員の多様な働き方であったり、ワーク・ライフ・バランスの充実といったことにもつながると考えております。例えばですけど、子育て中の職員であったり、介護が必要な家族を抱えた職員など、いろいろな事情で時間的制約がある職員というのはございます。そういった職員が、勤務場所と勤務時間に幅が持たせられるとなると、仕事と生活の両立がしやすくなるところがございまして。また、誰しもけがとか病気で一時的に通勤ができなくなったり、また、妊娠中の職員なんかは通勤が負担であったりということもございまして。そういった職員の通勤の負担の軽減にもつながると、そういった働きやすさとかを整備していくといったことも視野に入れております。以上です。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。ウェブ会議用というほうでは、確かにどこかへ出向いていたりですとか、そういった手間が大幅に軽減できて、例えば、都の関係であれば都庁のほうまで行く必要があったでしょうし、往復で2時間、3時間とかかるようなところをコスト削減できるのかと思いますし、職員の働き方のほうでは、おっしゃるとおり、私もテレワークはコロナ禍における対策だけでなく、育休を取った方、産休明けの方、いきなりのフルタイムなどがきつい方などの多様な働き方に対応できると本当に期待しています。

また、私は以前の決算特別委員会において、大阪府寝屋川市では、役所においてフレックスタイムを導入したという発言をいたしました。国立市でも可能性があるんじゃないかと考えておりました。午前中はテレワークをして、午後からは出勤など、満員電車を避ける意味でも、時差通勤などにも本当に期待できるものだと思っています。市のほうでもそういった多様な働き方をイメージしていることを聞いて安心いたしました。初期費用は、これは全額国庫支出金となっておりますが、今後、ランニングコストはどのくらいかかっていくんでしょうか。

○【林情報管理課長】 本補正予算案の積算根拠を基礎といたしまして、算出した見込額ということでお答えさせていただきます。

まず、テレワーク関係といたしまして約320万円、ウェブ会議関係といたしまして約425万円、総額年間約745万円と見込んでおります。

○【古濱薫委員】 それは、それだけの費用は、やはり効果があるという判断をしているということ、よろしいでしょうか。

○【平職員課長】　そうですね。こちらはコストに対して見合った価値はあると考えておりますし、そのような価値を出していきたいと考えております。例えばですけど、勤務の継続が難しい状況に陥った職員が、もしこれで離職せざるを得ないとしたら、これはこれまでかけた研修であったり、蓄積したノウハウとか、それらが全て失われてしまうわけです。ですので、今後の人材確保という意味においても有用であると考えていますし、投資に見合った価値は出していきたいと考えております。

○【古濱薫委員】　ぜひそのぐらいの投資をしたインフラとツールを活用して、これ以上のパフォーマンスが出るように期待をしておりますと伝えて次の質疑に移ります。

同じく22ページで、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事務費のところで、およそ920万円、919万9,000円、これは国庫支出金だとのことですが、増額の理由と内容の内訳を教えてください。

○【吉野市民課長】　23ページの歳出の個人番号カード関連事務委任に係る交付金でございます。これは国の機関である地方公共団体情報システム機構、これを今後 J－L I S と申し上げますが、こちらへ支払う負担金でございます。J－L I S によるマイナンバーカード等の作成、また発送等、それから、制度改正対応などのシステム改修費、それからサーバー増強経費等の全国自治体の人口比案分による負担金というものでございます。また、負担金というのが10分の10の補助金対象でございます。15ページの歳入、通知カード・個人番号カード交付事業費補助金のほうに対応いたしまして、同額の増額補正ということになります。

増額の理由でございます。こちらは特別定額給付金のオンラインの申請時の急増がございまして、これとか、それから、マイナポイント、また、今後の健康保険証利用等のマイナンバーカードを用いたオンライン申請手続の増加、このようなことを見据えまして、費用が増大したということでございます。令和2年6月の J－L I S からの通知で、当増額による支払いに対応できるよう、必要な措置を講じることとされておりましたので、これに従って増額の補正予算を計上したものでございます。以上です。

○【古濱薫委員】　ありがとうございます。これは国からの要請で、J－L I S から言われた予算を計上して国からの補助金を受け取って、それを J－L I S に渡すという流れだと今、理解しましたが、その内容について、この金額がそういう目的、サーバーの補強とかシステム改修に使われるということはお分かりのようですが、この金額で、この内容で妥当であると市は判断したんでしょうか。

○【吉野市民課長】　こちらのほうは、全国案分ということで、一部分情報が開示されていない部分もございますが、我々としては妥当だと考えております。以上です。

○【古濱薫委員】　妥当だと言われたから、そうですかとしか今は感じなかったんですが、どのようにその辺は判断したらいいんでしょうか。

○【吉野市民課長】　実は事業費補助金の内容が、先ほど申し上げたような構成になっておりまして、基本的にはマイナンバーカードの発行に係る手数料、それが大きなものですし、また今回、先ほど申し上げたマイナポイント、それから特別定額給付金のほうで、マイナンバー制度に関わるいろいろな制度改正、それからシステム改修、こちらのほうがございまして、これでかなり全体的な国の予算が膨らんだと認識しております。

そちらの全体の妥当性というところになりますと、なかなか我々に開示されている部分と、それから情報非開示の部分がございまして、全体で国のほうで全国の自治体の人口比案分ということになっておりますので、こちらはなかなか難しいところがございます。我々としては、国からそういった提示があったもので、それに基づいて、増額補正という形になったものでございます。以上です。

○【古濱薫委員】 国からの要請で市が支出するわけでもないですし、それを、いえ、納得いかないからやりませんというわけにもいかない性質であるというのは理解しますし、また、非開示の部分があつてなかなか判断しづらい、疑問が持ちにくい事業の予算なんだと今、感じました。であっても、マイナンバーカードの事業全体であつたり、今回、こういう補強をしますから増額します、そうすかという精神ではなく、常に事業自体への疑問や、前回はどうだった、今回はこういう増額だったと、常に疑義を持っていたきたいと感じましたということをお伝えして次の質疑に移ります。

44ページ、災害応急対策事業費、これは災害時の無線を受信するアンテナの設置料だと聞いておりますが、設置の対象者と台数教えてください。

○【古沢防災安全課長】 こちらの対象者でございますが、まだ現在検討している、考えている段階ということで御了解いただければと思うんですけども、対象者は浸水想定区域内にお住まいの方で75歳以上のみの世帯、及び避難行動要支援者の方を考えてございます。

理由といたしましては、こういった方々はなかなか情報収集をしたりですとか、することが難しいということが考えられまして、逆に言うと、例えば携帯電話等をお持ちの方は、くにたちメールでありますとか、あと、市のホームページですとか、そういったところから情報を入れられますので、そういった情報手段のない世帯の方を優先して貸与していきたいと考えてございます。

台数は、個別受信機のほうは270台を計上させていただいてございます。アンテナにつきましては、これは調査してみないと分からないところがございます。アンテナが必要な世帯というのは調査しないと分からないので、270個のうちのアンテナが必要ではないかという対象を7割という形で、予算計上させていただいてございます。以上です。

○【古濱薫委員】 270個ある中の7割だろうと予想はしているけど、実際に決まるのはこれからということですか。

○【古沢防災安全課長】 おっしゃられますとおり、これは実際に設置してみたりとか、あとは調査してみないと分からないということがございますので、場合によっては、これが減ったり増えたりということは考えられるところでございます。以上です。

○【古濱薫委員】 分かりました。その対象者については、もうこれは、この世帯の数で固まっている、これ以上、広がることはないということですか。

○【古沢防災安全課長】 こちらも270個で計上はさせていただいているんですけども、先ほど申し上げましたとおり、浸水想定区域内で75歳以上のみの方の世帯というのを出すのが、これは厳密には出せないといったら変なんですけれども、例えば、泉2丁目には何人お住まいだとか、何世帯ということは分かるわけでございますが、浸水想定区域はそれを横切っていたりしますので、正確な数字というのはなかなか拾えないところの中で、ぴったりではないですが、おおむねこれぐらいだろうという積算の中で、270個を計上させていただいております。

○【古濱薫委員】 今、75歳以上でお住まいの世帯のみということでしたが、今後、こういう世帯の方も必要だとかで対象者が広がる可能性はあるんでしょうか。

○【古沢防災安全課長】 これは事業を始めてみないと分からないところがございまして、逆に言うと、現在270台で計上させていただいておりますが、ここまで出ないということもあろうかと思しますので、もしかすると、これは御要望が増えることもゼロではないといったところでございます。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。次の質疑に移ります。

46ページからの教育指導費、学校指導等会計年度任用職員報酬等について、これはコロナ禍による

休校による学習の遅れを補う目的で学習指導サポーターが就くと聞いておりますが、各校何名、そして、どんな方がどんなふうに関わっていくイメージなのか教えてください。

○【荒西指導担当課長】 学習指導サポーターですけれども、こちらは各校1名から数名という形で、これは各校の実情に応じてという形になりますが、今、学校のほうで人選をしている状況でございまして、主に内容としましては授業中の学習の補助、それから休み時間や放課後とかにおける補習、それから家庭学習の準備や回収、それから、これらに加えて校内の消毒作業などもコロナの関係もありますので、行ってもらおうという形になってございます。以上です。

○【古濱薫委員】 人数とかは何となく分かったんですが、実際に授業の中に入ったり、消毒作業ですとか、そういった雑務というかコロナ対応もしていくと。これは、一旦来てくださった先生方は子供たちと関わって、今年度中の事業なのかと見てとったんですが、次年度以降の継続はどのようにお考えでしょうか。午前中に陳情の中にも、教員を多く配置することなどとか話が及んでおりましたが、子供たちが一旦先生と関わった方が次年度以降、突然いなくなったりするとか、もう契約が更新されないのかとか、その辺はいかがでしょうか。

○【荒西指導担当課長】 この事業の趣旨が、長期にわたる臨時休業になった後の学校の負担の軽減という形になっているので、期間が限定されております。残念なことなんですけれども、この事業は2学期中という事業でございまして、12月末で終了という形になっております。

ですので、一旦、コロナ禍での対応という形では終了させていただいて、それ以降のことについては、また検討していくという形になります。以上です。

○【古濱薫委員】 12月末までの計上だったんですね。今、初めて知りました。

であれば、もう2か月とか3か月ぐらいしかいらない、採用される側にとっても、そんな短期間で採用してもらって辞めさせられてというのは、そういう働き方をしたいという方もいらっしゃるでしょうけど、また、内容も子供との関わり、人間と人間との関係性をつくっていく部分も教員は多いと思います。何かの形で継続であったり、都へ要望するのか、やってみて子供たちを多くの目で見て、手で育てていくという趣旨からしたら、継続を考えていく検討は、教育委員会の中でいかがでしょうか。

○【荒西指導担当課長】 これはまだ実際に動き出していないところでございますし、今は採用業務をやっているところでございますので、こちらについては、実際にやってみて必要があるということでありましたら、また、こちらのほうで検討させていただきます。

○【古濱薫委員】 分かりました。

では、次の質疑に移ります。同じく46ページの中の教育指導費、情報教育等関連事業費、GIGAスクール環境整備のための、今回は主に端末とその設定などの費用だと聞いております。これは校内において、1人1台端末を持って学習をしていこうという事業だと思いますが、特別支援学級、固定学級、通級それぞれ、また教育支援室で名前は合っていますか。適応指導教室と言われていた子供たちの小学校、中学校、さくらの児童生徒にはどのような整備になるのでしょうか。通級や固定学級の児童生徒は校内の中での移動だと思うんですけども、教育支援室は在籍校などがありますから、その辺をお聞かせください。

○【荒西指導担当課長】 まず、特別支援学級の児童生徒については、これも1人1台の対象になっておりますので、1人1台の端末が準備されるという形になります。それから教育支援室に関してなんですけれども、一応タブレットパソコンを学校のほうに配備するというところでございますが、そう

いった事情がある場合は柔軟に対応させていただきまして、学校で配備したタブレットパソコンを教育支援室に持って行って、そこで活用することもできるようにということは考えてございます。以上です。

○【古濱薫委員】 今のは、教育支援室の子供たちは主に在籍校にタブレットは置いてあって、ふだん教育支援室に通っているけど、そこには手元にないということでもいいですか。

○【荒西指導担当課長】 これは新しく整備されるパソコンというのはいないんです。ただ、今は現状でも教育支援室でタブレットパソコンを用意してございますので、こちらのほうは有効活用させていただきつつ、今後、整備するものについては学校で配備されたものを、その都度移動しながら有効活用していくという形を考えてございます。

○【古濱薫委員】 そもそもあるものは、GIGAスクールに対応したものなんですか。

○【荒西指導担当課長】 今回は教育支援室で使うという想定の中では十分に稼働できる内容になっております。校内で、かなり強力なネット環境をつくっているものについては、今後なかなか対応しにくくなってくるとは思いますが、今の教育支援室では十分に使える内容になってございます。

○【古濱薫委員】 通常の教室に入らない子たちにはこのぐらいいいという空気があるんです。安全に安心して過ごせばいいと。学習も通常の指導要領のものに倣っていて最低限であればと、そういう空気をふだん感じてしまいます。しかし、そういう子たちこそ、タブレット端末だとかの活用によって、生き生きと自分らしく成長できることが期待される場面が多々あると思います。

必ず端末が活用されなければ意味がないので、GIGAスクールの環境も子供たちが二次的で何となく触ればいいのかではなく、全ての子供が同じように活用できて、伸びていける可能性を用意することを一人一人に与えられるよう、諦めないよう、私は考えるんですが、いかがですか。

○【荒西指導担当課長】 教育支援室に通うようなお子さんについては、環境というのは非常に有効に活用できるのではないかと期待しているところでございます。今、委員おっしゃったとおりの考え方で進めていきたいと考えております。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。

次の質疑に移ります。52ページの文化財保護費、文化財調査・活用事業費で、これは本田家の部品を第七小学校内の教室に保管していたけれども、移動の必要が生じたためと聞いていますが、いつから第七小学校に保管されて、なぜそこに決まったのか、いつまでの予定だったのか、今回はなぜ、いつどこへ移動するのかなど、時系列で教えてください。

○【雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長】 それでは、今は第七小学校に保管させていただいている、本田家に関する物品の関係です。

時系列ということでしたので、少し細かい部分もあるかもしれませんが、御説明させていただければと思います。まず、本田家の建物とか土地については、平成28年度、2016年度になりますけども、市のほうに寄贈していただいたことが始まりになっています。かなり古い建物ということがありましたので、当初からかなり傾いているとかいう状況がありました。そういう中において、このまま放置すると倒壊をしてしまうということがありましたので、これは応急的に補強工事をしなければいけないということになりました。それが平成で言いますと、平成31年3月から平成31年8月にかけて応急補強工事をやろうという形で補正予算をつけさせていただいたところです。このときに、応急補強工事をするに当たって、建物の強度を増すということで、建具を外して、そこにブレースと言われる筋交いを設置する形になりまして、建具をどかさなければいけないということ。あるいは、作業動線を

確保するために家具ですとか、あと民具に近いものも移動させなければいけない事態が生じたということでございます。

この際に、移動先について検討を行っています。移動先としては、旧駅舎の部材保管庫、当時はまだ旧駅舎の部材が保管されていましたが部材保管庫、それから第六小学校の倉庫、校舎とは別の倉庫、それから第七小学校の教室、あと、最後には新規にどこかの場所を確保して建設すると、建物を建てて、その中に保管するという方法を挙げて、例えば、どれぐらい余裕のスペースがあるのかとか、あるいは、本田家からの移送の距離、それからコスト、このようなものを総合的に比較する中において、第七小学校に決定をさせていただいたということでございます。

現状、今は第七小学校のほうに平成31年2月から、当時の記録になりますので、平成33年度中、年度で言いますと、2021年度から2022年度の3月あたりまで置かせていただくという形で今現在、進行していたところでございます。ここで、第七小学校のほうに令和3年4月、2021年4月に情緒しょうがい固定の学級を開設する方向が決まりました。現状は第二小学校のみという形で、市を東西に分けると西側に対して東側のほうに、もう1つ固定学級をつくる形になったということでございます。ということで、今の置かせていただいているところが別の部屋で使わなければいけないということで、移動先を探さなければいけなくなったということでございます。

そこで、どこに移動させるのがいいだろうということで、これもまたいろいろ検討させていただいたところ、今、旧国立駅舎の部材保管庫、ここがスペースとしては空いていますので、ここが最適であろうと至ったということでございます。そこへ移管させるための費用、ただし、ここの部分もずっとそこに置けるかということではなくて、次にまた費用は出てきてしまいます。今後、予算措置をさせていただきますけれども、多摩川の河川敷のそばにある清掃分室のほうに再度、移動させるという形で今、考えているところでございます。以上でございます。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。今、第七小学校の教室を使っているスペースは、教室およそ半分ずつのスペースを2か所、合わせれば教室1個分ですけども、2分の1ずつを2か所と聞いています。ここで質疑なんですけど、その部材ですとか建具、家具、それらは当時、これは大事だから市が保存すべき大事な部品だ、文化財とも言えるべき重要な物品だったんでしょうか。

○【雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長】 全部調べておりまして、図録と言いますか、そういうものは全部できています。ただし、今おっしゃった質疑にお答えをさせていただくと、全てが全て、今後活用できるものかというのと、そうじゃない部分もあろうかと思っています。これは実際、私が現物を見させていただく中において、意外と家具等は当時、住んでいらした本田家の皆様方が使っていた意外と新しい、そういうものもございますので、これはある意味、また、最終的には、例えば処分をせざるを得ないものですとか、あるいは、もし使えるものであれば、市民の皆様に御提供する、リサイクル家具みたいな形で御提供して活用するということもあるのかと思っていまして、また、そこは一旦整理が必要だろうと思っています。以上でございます。

○【古濱薫委員】 本来、子供たちのためのスペースである学校の教室に、市が保管しようと決めたとはいえ、それが無理くり何か子供たちの学習に使っても構わないとされているかもしれないけれど、進んでこれを子供たちに与えたい、ここに置いておいて学習に生かしたいというものではない物品を、子供たちが過ごす小学校の教室1個分を占有していたことについては、いかが思いますか。

○【雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長】 学校教育の中にどのようにそれが生かされているんだという部分は、もしかすると意見の相違があるかもしれませんが、私どもとしては、学

校にお願いする時には、そこにある品物について、例えば、学校教育上、必要ということがあれば見ていただくことも可能ですとか、あるいは、そのものについて解説をさせていただく、調査をしている私ども専門の会計年度任用職員とかがいますから、その者を派遣して、学習の一環として見ていただくことも可能ですということをお話しさせていただいています。

それともう一点は、あえて言わせていただくと、学校教育に支障のない範囲内で、学校長の理解も頂く中で、場所を使わせていただいているということですので、その辺りは御理解いただければと思います。以上でございます。

○【古濱薫委員】 部材をどこかに置かなきゃというのが始まりであって、子供たちのためにこれを生かしたいから小学校に置こうではないということは何となく確認できましたし、それを学校で活用していただいても構わないと文化財のほうでは言っているけど、それは少し苦しいのかと感じました。支障がない上で、範囲でももちろん置く、学校長もその判断をしたんでしょうが、支障はないでしょうけど、およそ教室1個分のスペースがあれば、一体どんなことができたろうと、私はおよそ足かけ2年間ぐらいにわたるんですか、思いました。

例えば、教室に入りづらい子がどこで過ごしているか御存じですか。保健室にもいられない、具合の悪い子が寝ていたら過ごせませんから。学校に来たはいいけど、教室にはなかなか入りづらい。じゃ、帰るしかないのか。でも学校は来てくれた子は過ごさせたい。じゃ、会議室にしようとか、スクールカウンセラーの先生のお部屋で過ごそうとかします。でも、そこはそういう子たちのためにこしらえられたところではありませんから、会議に使うからどいてとか、何か行事があれば、行事の学芸会であったり荷物が置かれてしまったりとか、それは仕方ない気がするんです。学校のスペースも限られていますから、カウンセラーの先生の部屋にも学芸会の衣装であったり、野外学習において使うような材料が置かれてしまったりとかあります。あるいは、教科書採択の際には、見本の教科書がどさっと学校に来て、どこに置こうかと先生たちも困るんでしょう。そういった通にくい子たちが過ごしている会議室にどさっと置いてしまったりします。

その子たちにとって、先ほども教育支援室の話にもありましたが、安心安全で過ごせれば、学校としては一生懸命、精いっぱい待遇であろうと思うんでしょうが、あなたのための居場所だということには程遠い現状がある。そんな中で、教室1個分がもしあるのであれば、プレイルームであったり、どんな子も休み時間に来て一休みしたり、授業中に少しテンションが上がってしまったけど、クールダウンしにプレイルームに行っておいでとか、そういったことへの活用が考えられませんでしたか、指導担当課長の荒西先生。

○【荒西指導担当課長】 学校は限られたスペースの中で指導しておりますので、そのスペースの中で何ができるかということを考えていくわけですが、であれば、そういったところは有効活用できるのかと思います。

○【古濱薫委員】 支障はないですけども、これからの可能性には大変影響があったことなんじゃないかと思います。特に3階と4階の2つにわたって2分の1ずつ使っていたと聞きました。3階の部分は視聴覚室の準備室で、視聴覚準備室ですから、パイプ椅子だとかがいっぱい置いてあって、私も見たことがありました。そういえば、家具がありました。どうしてこんな、何となくまるで実家に置いてあるような勉強デスクが何でこんなところにあるのかと一瞬思った記憶があります。

パイプ椅子を出したりしまったりしますから、あるいは、視聴覚で使う学校の備品もありますから、大勢の児童生徒であったり、先生方、保護者が出入りするところにそういった部材があって、家具が

あって、家具とか保管される側にとってもいい環境とは言えないです。文化財とか大事にしまっておきたいから、わざわざ小学校に置かせてもらっているものなのに、パイプ椅子の出し入れで、がんとぶつかっちゃって壊れちゃうかもしれない、それはしまい方の状況によるんでしょうけど、およそあれが本田家の部材だとは全く思えませんでした。

そこで、その中には図録があって、近いうちに処分とか考えなければいけないものもあるようだと言きおっしゃいましたが、それをなぜ早くなさらなかったんでしょうか。

○【雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長】 それは日々、そこにそれが全部収蔵されているわけではないんですけれども、頂いた資料の総数が7万点ぐらいあるんです。いわゆる、その中から今後、最終的に復元したときにどういう展示をしていくのかとか、そういうのをこれからつづさにまたやっていくという形になりますので、今、七小に置かせていただいているものについては、まだ整理がついていない。

そこをどういう基準で、これは要る、要らない、主観的な判断ではなくて客観的に見たときにこれは必要だ、不必要だというところをこれから整理していきたいと、まだこれからの段階ということで御理解いただければと思います。

○【古濱薫委員】 では、しまう場所が小学校しかない、小学校でしまうしかないとなったときに、なぜそれをしなかったのでしょうか。

○【雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長】 これは推測でしかないんですけど、そこまでの手がなかった、手が回らなかったということで御理解いただければと思います。

○【古濱薫委員】 子供たちのための場所であるはずの小学校に、はっきり言って関係ない、それはそれで大事でしょうけれども、関係ないものが置かれて子供たちのためになっていないということは見過ごせません。いつ行いますか、処分するなどの決定。

○【雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長】 まず、部材保管庫への移動が本年の11月から12月にかけて行いたいと思っていますので、そのときに少しでも、まず手をかけられればいいと考えております。以上でございます。

○【古濱薫委員】 今回の移動で小学校からはなくなることが決まっていますので、もういいんですけど、情緒しょうがいの固定学級ができることによって移動の必要が生じると、それはもう大変当然です。しかも、一旦旧駅舎部材保管庫に行って、それから清掃分室に行くと、結局三重の移動費がかかっているんです。建具とか部材にとっても、移動というのは破損のリスクがありますから、よくないことであると思っています。こういった事態を全体、三重の費用であつたり、小学校に保管したことは総括してどのようにお考えですか。

○【雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長】 これは保管場所を考えると、市全体の資産がどうなっているのかということを調査させていただく中で、全体調整をする中で、費用面ですとか、あるいは、どれだけ手間がかかるのかという形を、最終的にこれが最大公約だろうと結論づけたと思っておりますので、これがベストな方法だったんだろうと理解をしております。

○【古濱薫委員】 分かりました。長くなりましたので、これで終わりにしたいんですが、学校というのは避難所でもあるんです。避難所と言えば、段ボールベッドや段ボールの仕切りなどの購入、これはすごくいいけれども、保管場所がないですとか高額だということもあり、なかなか実現できない現状があります。しかし、学校には実は教室1個分の、この学校には少なくともあったことが分かり、備蓄品を本当に置くスペースがないのかなどの見直しというのは行っていますでしょうか、防災安全

課長。

○【古沢防災安全課長】 備蓄品のスペースにつきましては、それも含めて、今の避難スペース等と合わせて、今、担当者が今日も行っていると思うんですけども、各校を回らせていただいています。例えば、ペットの関係とかもそうなんですけれども、その辺のヒアリングを行っているところでございます。

○【遠藤直弘委員長】 今は関連ないので、予算に関係ないですから気をつけてください。

○【古濱薫委員】 失礼いたしました。

では、そういうことで次の質疑に移ります。55ページ、図書館……

○【遠藤直弘委員長】 古濱さん、あとどれぐらいかかりますか。

○【古濱薫委員】 あと3点。

○【遠藤直弘委員長】 あと3点。では、質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。

午後2時19分休憩



午後2時35分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。古濱委員。

○【古濱薫委員】 よろしくお願ひします。54ページ、図書館運営費、図書館システム運用費について伺います。コロナ禍による図書館の閉館によって利用できなかったことを経て、利用者アンケートを取ったところ、以前から図書館が温めていた電子書籍の導入、こういったニーズがあると確信し、導入に踏み切ったと聞きました。今後かかってくるランニングコストと、その内訳、また書籍の冊数、どんなものを買うのかなどを教えてください。

○【氏原くにたち中央図書館長】 お答えさせていただきます。

ランニングコストにつきましては、最低限電子書籍システムを維持するのに必要な経費といたしましては、電子図書館システム月額使用料が5万円プラス消費税、これが12か月分といたしまして、あと、電子書籍月額使用料5万円プラス消費税掛ける12か月分といたしまして、年間で最低限132万円となります。これを最低ラインといたしまして、そこから新規に利用する書籍を増やすために費用を上乗せするとして、現段階では、現在の図書購入費の10%程度の範囲内を考えております。これにつきましては、利用の動向等を見ながら判断していきたいと考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 どのような書籍を購入するかについても教えてください。

○【氏原くにたち中央図書館長】 一般の小説類を中心といたしまして、あとはバリアフリー法に対応した音声付きの資料ですとか、あとは読み上げ機能に対応したものですとか、そういった部分も含めて購入していきたいと考えております。

○【古濱薫委員】 全体の中で言うと、従来の紙である書籍がたくさんあって、その中の一部の書籍が電子で読めるといったイメージなんですけども、例えば、電子書籍を利用したくても読みたい本が電子にはなかったとか、あるいは、利用者に環境が整っていないくて利用が進まないなど、そういったおそれがありますか。

○【氏原くにたち中央図書館長】 読みたい本がないという部分に関しましては、書籍のリクエストなども含めて購入を検討していきたいと考えております。

利用者の環境に関しましては、こちらでも懸念はしていたところではございますけれども、総務省

の統計、令和元年通信利用動向調査を拝見したところ、60代の方でインターネット利用状況が90%以上、80代の方でも過半数以上の利用状況をお持ちということもありまして、利用環境自体はそれぞれの方が御用意できるのかというところは考えております。ただ、電子図書館システムを導入しました、はい、どうぞというのではなくて、利用支援の部分も重要と考えて、この辺に関しても対応していきたいと思っております。

○【古濱薫委員】 分かりました。また、国立市の図書館には漫画の書籍があまり見受けられないんです。これについては、漫画は買わないようにしているとか、そういった基準があるのかどうかと、もしもそういうわけではないなら、今回の電子書籍で漫画書籍の購入の考えはあるのか、聞かせてください。

○【氏原くにたち中央図書館長】 お答えします。選書基準に関しまして、漫画を排除するという項目はないのですが、冊分がかさんでしまう部分ですとかその辺で、スペースの問題、棚に入らないという部分もありまして、正直なところ、一般の書籍よりも買い控えの現状になっているところは否めないかと思います。

電子書籍に関しましては、ベンダーが漫画を電子で持っているかどうかというところにかかっておりますので、そちらで御用意ができていたようでしたら、検討していきたいところと思っております。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。

では、次の質疑に移ります。5ページと64ページに載っています債務負担行為、国立第二小学校改築工事実施設計委託料について伺います。基本設計のずれ込みにより、実施設計がさらにずれ込んだということでしたが、引渡しの時期にずれはあるのでしょうか。いつからいつになりますか。

○【古川教育施設担当課長】 建設の完了ということの御質疑かと思えます。実施設計につきまして、補正予算案をお認めいただいた後になりますけれども、令和2年度、3年度に実施設計を行いまして、翌4年度、5年度で校舎棟を建設するという今の見込みでおります。その上で、その次、令和6年度、7年度で体育館棟、複合施設棟と、それから外構工事を行いまして、令和8年度の当初に全て完了するという、今のところの見込みで考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 令和8年度の完了は、当初の予定よりは1年遅れているということでもいいんですか。

○【古川教育施設担当課長】 御指摘のとおりでございまして、1年遅れるという想定で考えております。

○【古濱薫委員】 分かりました。実施設計がずれ込んだということで、実施設計というのは、内装の細かな具体的な部分をどうするかというところだと思うんですけども、例えば、学校の工夫をする余地ができたと考えていいのでしょうか。例えば、さっきの森林環境基金条例案などが活用できれば、内装に予定よりも木材が使えるようになるとか、そういった、もっとこういうことができるんじゃないかという余裕があるのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 実施設計の期間につきましては、もともとがコロナウイルス感染症の影響で基本設計が後ろにずれ込んだということになっておりますので、実施設計の期間につきましては大きく変わらないと思っています。

ですので、検討につきましては、当初想定していた同様の内容でやっていくことになるかと思えますけれども、御質疑いただきました、木質化とかそういったことに関しましては、マスタープランの中でも温かみのある校舎と表現をさせていただいております。その中で、（木質化）などと書いてあ

るんですけれども、実際にどれぐらい木質化を行っていくか、その規模ですとか範囲、こういったものは実施設計の中で行っていく、これは当初の予定からもそのような形で考えているところです。以上です。

○【古濱薫委員】 今現在のマスタープランの中には、食育や防災の面からも、将来の自校式給食を見据えて調理室を検討という声もどこかには聞こえましたが、現在は見当たりません。建物というのは立てた途端、老朽化が始まり、40年後、50年後をどうするかというのを同時に考えていかなきゃならないものだと思います。市のストックマネジメント事業にも、そんな何十年も先のことが順番に、公共施設をどうしていくかということを計画されていると思います。

平成28年に給食センター整備基本計画が整えられたときに、国立市は自校式ではなくセンターでいこうという決断をしました。しかし、40年後は分かりません。これから新しく建てるセンターも老朽化が進みます。そこで、全校を自校式にするには、当時、私が運営審議委員を務めたときの主査に40年かかりますと言われました。センターがいつまでも新しく使い続けられるわけではない、これから先の40年間どういった、そのとき子供たちの環境を整えていくのか、センターの方式、自校式、また第三の方式なのか、今から考えていかないと私は考えているんですが、国立市は二小に限らず、こういった学校の建て替えを利用して、40年先を見据えた自校式を順次、整備していこうという可能性は全くないのか、市長に伺いたいです。

○【永見市長】 基本的に私が答えるべきことではなくて、学校教育の在り方そのものですので、教育委員会が責任持ってお答えする内容だと。私が今、ここでやりますということは、私の任期はあと3か月、4か月ですからほとんど意味がなくて、それは機関としての教育委員会が、どういう構想でそういう問題を進めていくかということ、機関の中で意思を確認していかなければいけない問題だろうと思っております。

○【古濱薫委員】 では、教育委員会、お願いします。

○【是松教育長】 端的に申し上げまして、給食センター、新しくセンター方式で全ての小中学校に給食を、向こう数十年間は実施していくということでやっております。二小についても、その中で給食センターから給食を配送するという形で設計しております。給食センターも用地を60年間にわたってお借りして、そこでセンター方式を続けていく覚悟で今やっておりますので、そういう方針の下からしますと、今のところというよりも、新たな学校施設建設において自校方式というのは今のところ、考えていないということでございます。

○【古濱薫委員】 分かりました。

次の質疑に移ります。同じページの債務負担行為、学校給食センター整備運営事業費、前回、示された金額からの増減と、その内訳を教えてください。

○【古川教育施設担当課長】 前回、お示しさせていただいたものは、導入可能性調査に基づく費用の積算であるかと思います。その当時、それから、もう1つは整備事業方針という2つのものがあるかと思います。

前回、お示しさせていただいたのは2つの数字が実はございまして、これが皆さんのところでも少し難しいと申しますか、分かりづらいものをお示しさせていただいてしまったと思っているところでもあるんですが、以前に公表させていただきました数字は、43億円という数字をお示しさせていただいておりました。これはPFI上の従来手法との比較のために現在価値化という、いわゆる理論値といったものを試算したものでありますけれども、そういったもので43億円ということでお示しをさせ

ていただきました。

仮に、この当時、理論値ではなくて予算化などで実際にお支払いをする金額に当たる、そういったものの数字としては56.7億円ということになります。今回、補正予算案で計上させていただいております債務負担の金額は、総額で62.8億円となっております、先ほど申し上げました、56億円と比較しますと6億円ほど増額している形になっております。

その要因といたしましては、以前に事業費を計算しました導入可能性調査、これは平成30年度に行っておりますけれども、ここから約2年ほど経過しておりますので、今後、契約するときの契約時を見越しまして、時点修正を行っているところが1つになります。

内容としましては、建設関係として国交省が示しております、建設工事費のデフレーターでありますとか、人件費関係としまして、最低賃金ですとか企業向けサービスシステムによる時点修正がございます。その他、細々いろいろございますけれども、想定のお食数も4,800食から5,000食に変更させていただいております。

それから、設備ですとか什器、先ほど申し上げましたお食数の増に伴う什器ですとかそういったものの増もございます。ここには見学のスペースですとか会議スペースの増に伴う延べ床面積を増やしていることですとか、細かいというか、ほかに申し上げますと、食器なども個別の食器を導入することで計画をしておりますので、食器の点数の増による配膳台、そういったものの新規購入、こういったものも織り込んでいるといった形になっております。以上になります。

○【古濱薫委員】 建設費が高くなったと、今は含まれていましたか。什器の増とか、確認で教えてください、建設費の増。

○【古川教育施設担当課長】 6億円増えている中に建設費のほうも含まれております。

○【古濱薫委員】 分かりました。その建設費のところなんです。高騰したと聞いているんですけれども、それは業者からの試算でしょうか。それとも市が何か試算してあげたことなんですか。

○【古川教育施設担当課長】 市のほうで、先ほど申し上げました、建設工事のデフレーターというものを使いまして試算をしたものになっております。以上です。

○【古濱薫委員】 分かりました。すいません。正職員の人数は以前と変わっていますか。ごめんなさい、正社員か。

○【古川教育施設担当課長】 人件費の関係につきましては、先ほど申しました時点修正が主になっておりますので、職員の配置というか正社員ですとかアルバイト、この辺のところは変わっておりません。以上です。

○【住友珠美委員】 では、何点か伺っていきます。5ページになります。債務負担行為補正のところで、国立市学校給食センターの整備運営事業、これは令和3年度から令和20年度までで62億8,840万8,000円です。物価変動で反映した額になっているとなっていたんですけども、これは今、古濱委員が色々聞いている中で、結局56億円ぐらいが数字になっていて、約6億円、今回、債務負担が増えるという理解でよろしいのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 6億円増えている比較する基になるのは、導入可能性調査を行ったときの数字と比較して、6億円増えているということになっております。以上になります。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、上がった要因として建設費が入っているとおっしゃっていました。建設費、委託費、これというのは今、2年前だったということでありましたが、試算したとき、これは想定されていたのでしょうか。値上がりというところの部分に関しては。

○【古川教育施設担当課長】 導入可能性調査から1年以上経過しておりまして、事業者の公募といった段階に今は至っているかと思います。ある程度、期間が過ぎておりますので、時点修正を行う必要があるとは考えておりました。ただ、その上で、結果としては一定の金額を要する内容だとは考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 時点修正を行うことが必要かと考えていたということですが、もう少し先に、私なんかは議会に説明があったほうがよかったかと思うんです。その点はどう考えていますか。

○【古川教育施設担当課長】 今回、事業費の積算を新たに加えた要因と言いますか、事業者をこれから公募していくという段階になりまして、先ほど申し上げましたように、時間がたっているところから時点修正を、この段階で初めて行わせていただいたところになっておりまして、予算と合わせて議会のほうにもお示しをさせていただいたと考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。事業者選定とか絡んでくるんですけど、債務負担行為は年度内じゃないと議案内容とかは変更すべきじゃないということを聞いたんです。年度内に契約できるということ、事業者選定を含めて契約まで行くということで考えていらっしゃるんですか。

○【古川教育施設担当課長】 正式な契約としましては、議会の皆様の御承認もいただかなければいけないと思っております。今現在の想定では令和3年度の6月ということを想定しております。

委員御指摘のとおり、債務負担の基本的な考え方としましては、債務負担を組んだ当該年度に契約を行っていく、それで、次年度以降の債務を確定させる必要があるかと理解しておりますけれども、この事業につきまして、仮に本補正予算案議決後になりますけれども、具体的には、10月頃に入札公告を行う予定であります。入札公告は、今後の契約を前提とする一連、一体の手続でありまして、そういった支出負担行為に当たるということから、令和2年度内の契約を行わなくても、今回の入札公告というところで手続上、問題がないと考えているところでございます。以上です。

○【住友珠美委員】 分かりました。分かったというか、では、次に行きます。

23ページになります。公共LAN運用事業費のところでありますけど、これは先ほど聞いておりまして、テレワーク、ウェブ会議に公共LANを使っていくという理解でよろしいでしょうか。

○【林情報管理課長】 そのとおりでございます。テレワーク環境整備に係る費用といたしまして、パソコン購入費など計約2,543万円、ウェブ会議システム導入に係る費用といたしまして、タブレット端末購入費等計約650万円を計上させていただいております。

こちらにつきましては、国立市健康危機管理対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の対応方針の1つといたしまして、市民サービス継続のためのICT環境強化ということが確認され、その中で、まずテレワーク、在宅勤務環境の整備ということ、それからタブレット端末の活用という2点に取り組んでいくこととなりました。このことを受けまして、政策経営課、職員課及び情報管理課の3者で協議、検討し、計上に至ったものでございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、タブレット端末を用意してテレワークとかウェブ会議に備えていくということでしたけれども、これというのは今年度中から始めるんでしょうか。期間はいつぐらいから始まるのかということと、今、金額はお示しくださいましたけど、何台分を想定されているんでしょうか。

○【林情報管理課長】 実施時期でございますが、テレワークに関しましては緊急対応といったことも想定いたしまして、なるべく早くということで、予算積算上は10月から積算させていただいておりますが、現時点でパソコン等の調達事情によりまして、早くて11月といった状況にございますので、

年内の整備を目途に準備を進めていくといったところとなります。

それから、ウェブ会議システムのほうでございますが、こちらはシステム使用開始は議決をいただいた後、いただければ速やかにというところ、それからタブレット端末のほうにつきましては、11月からを予定してございます。（「何台分ぐらいの」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。テレワークのほうでパソコンの台数は55台となります。それから、ウェブ会議につきましては、タブレット68台を予定してございます。

○【住友珠美委員】 かなり大がかりにやられるのかと、今の台数だけで聞くとおりました。今回、コロナ禍において、在宅ワークを市も余儀なくされたところとございました。今回、様々な在宅ワークをされてみて、先ほどの古濱委員のお話の中で、テレワークの利便性については課長のほうから御答弁ありましたけれども、では、課題整理についてはどのように整理をされたのか、この点を伺いたいと思います。

○【平職員課長】 4月、5月で実施しました在宅勤務については、質疑委員おっしゃるとおり、コロナ対応という、ある意味、緊急避難的に実施したというところがあって、大きな課題が2つあったと考えております。

1点目は、在宅勤務を支える、テレワークを支える技術的なバックボーンの基盤がない中で実施しましたので、自宅から庁内のデータであったり各種システム、あとはメールとかを利用できなかったということによって、非常に限られた業務に限定されていたことであったり、あとは、業務効率が落ちたケースというのが見受けられたと、そういったことが1つありました。

2点目については、在宅勤務について、こういった形でどう活用していくかというところについて、なかなか十分検討が進められていない中で、一律に出勤抑制という形で実施したと、実施せざるを得なかったと。その点は非常に課題が大きかったと整理しております。

1点目のほうの技術的基盤につきましては、ここで補正予算案をお認めいただきましたら、新たなネットワークを構築することによって、専用端末を利用して自宅から電子メールであったり共有フォルダであったり、各種基幹系のシステム以外の業務システムを自宅で利用できるという環境が整いますので、かなりの程度、4月、5月にやった在宅勤務の状況とは変わってくると、課題解決に進むのかというのが1つあります。

2点目の制度的な整理という課題につきましては、テレワークを対象とする業務、対象になじむ業務であったり、対象とした業務をどのように実施していくかという形態などの方針を定めて、まずは試行として進めて改善していくことで解決していけると、そのように考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今課長の御答弁で、テレワーク実施の検討を今後もされていく、コロナ禍であろうが、平時であろうがされていくということの理解でよろしかったでしょうか。

○【平職員課長】 そのとおりでございます。もちろんコロナということ大きな1つの契機にして進めていくというのはあるので、コロナに対する感染拡大防止策として、これは十分活用していかなければいけないです。ただ、そういった職員が出勤できない状況があるということを前提に、そういったものを平時から使いこなしていくということも1つ大事なことでと考えております。試行においては、様々な環境で実施してみるということが大事ですので、できるだけたくさんの多くの職員にやってもらって、課題のほうをまた抽出して、検討していきたいと思っています。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。私たち議員のほうも一生懸命、ウェブ会議とかできな

いかと検討を議会運営委員会ですいているところでございますけれども、本当に何度も何度もやって、大変だったと思っておりますので、ぜひしっかりそこは取り組んでいただければと思うんです。最後に情報管理の中で、個人情報に絡むところは難しい、これが難しいので結局、在宅ワークであったりとかウェブ会議が難しいということをお聞きしたことがあるんですけど、この点に対しては、どのように整理、仕分けをされたのかというところを聞きたい。やるにしたらどうするのかというところをきちんと整理しておくべきだと思うんですけど、いかがでしたか。

○【林情報管理課長】 個人情報の取扱いということでございますが、漏えいのリスク等ございますので、ウェブ会議におきましては、個人情報、あるいは機密情報といったものの取扱いは基本的にしないといった運用になるかと存じます。

○【平職員課長】 テレワークのほうなんですけど、当然、テレワークにつきましても、セキュリティーの担保というのが前提となりますので、そこを担保した上で、職場外から庁内のネットワークに接続できると、そういった環境を整備することが必要になります。

その点につきましては、国のほうからテレワークの技術的要件、例えばですけど、庁外で使用する端末における盗難とか紛失の防止、不正利用やマルウェアによる漏えいの防止策であったり、あとは、ネットワークであったり通信経路における成り済ましであったり、情報漏えいとか改ざん、そういった対策が示されておりますので、そういった技術的要件を満たした上で導入していくと、そのように考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 乗っ取られとか、あれは何て言うんでしたか。（「成り済まし」と呼ぶ者あり）成り済ましとか、私は前に会社にいた時に聞いたことがあって、すごい勢いで社内の画面にウイルスが入ってすごいことになって、それこそ機密情報を扱っている部署も、慌てて専門家の人が来て直したと聞いたことがあって、すごく大変だったということを聞いたんです。行政はすごく大変な情報をお持ちなので、そのところはしっかりやってかなきゃいけないかと思うんですけど、どうでしょうか、その点は。ウイルスが来ちゃった場合。

○【林情報管理課長】 テレワークに関してということではよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）繰り返しになりますけれども、テレワークのセキュリティー要件につきましては、国において、モデルが示されておまして、強固なセキュリティーとなるよう、それに沿った設計をしまいたいと考えてございます。

○【箕島政策経営課長】 テレワークの環境、今回、私どもが整備をしようとしている環境でございますが、まず、基本的には専用の端末しか使えないというところで、それは持っていったときにはポケットWi-Fiと一緒に携行させるつもりでいます。そこでは、閉ざされた空間をつくれますので、外部のインターネット空間とはアクセスできません。ですので、そことのつながりは全くないというところです。

庁内のシステムとしましては、いわゆる個人情報が入っていると言われる基幹系とは全くつながらず、また、庁内のインターネットのところともつながらず、我々で言う情報系と言われている部門にしかつながりません。ですので、こちらはそういったルールで専用端末しか使わない、これしか使わないでくれということでやれば、基本的にはどこかに入ったり出たりということが取り得ない仕組みになるかと思っております。あと、万が一、端末を紛失した場合がかなり怖いんですが、そこについても暗号化をかけると聞いておりますので、基本的にはセキュリティー対策はしっかりしているものと考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。答弁あるんですか。情報管理課長。

○【林情報管理課長】 申し訳ございません。若干補足させていただきますと、補正予算案に関する見積りの積算時点では、閉域ネットワーク回線の使用を想定していたところでございますが、国において、テレワークのセキュリティー要件の見直しが現在、進行しております。それを踏まえまして、最新の内容を精査いたしまして、セキュリティー、それから利便性、それから価格のバランスというものを考慮して仕様を固めていくことになろうかと存じます。

それから、在宅勤務において、市のどの情報に接続できるかということに関しましては、基幹系情報システム以外の部分、こちらに接続可能ということになります。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいですか。

○【住友珠美委員】 大丈夫です。

○【藤江竜三委員】 テレワークのところを続けて伺います。今の話ですと、基本的には閉鎖されているものを最初の段階では考えていたけど、総務省で新しい見解が出そうになっていて、専用端末じゃなくてもできる可能性があるのかと認識したんです。私としては専用端末でなくてはならないとしますと、家でやる際に基本的に、予期していれば家でできるけれども、予期せぬことではできないとなってしまうと、なかなか利便性としてはかなり下がってしまうのかという認識なんです。ということをお考えますと、できれば僕は専用端末じゃなくてもできる方策というものを探っていただきたいんですけども、そういった方策もあり得るという認識でよろしいのでしょうか。

○【林情報管理課長】 現在、国におきまして、セキュリティー要件の見直しが行われているところでございます。委員おっしゃるように、インターネット接続系を経由して端末にアクセスするといったモデルも示されているところでございますので、先ほども申し上げましたが、内容を精査いたしまして、セキュリティー面等を十分考慮した上で設計を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 それでは、ぜひとも様々な手法あるかと思いますが、あまりセキュリティーをがちがちにし過ぎて使いにくいというものにならないように、ぜひともお願いしたいと思います。

それでは、次、給食の64ページについて伺いたいと思います。国立市学校給食センター整備運営事業なんですけども、先ほど来質疑を聞いていると、事業費が上がった要因を幾つか聞いていますと、従来手法、PFIではない手法を用いたとしても同様に事業費が上がるのではないかと考えられるんですけども、そういったことでよろしいのか、少し説明をお願いしますか。

○【古川教育施設担当課長】 御質疑のように、今回の増額の要因がPFI特有のものではなくて、時点修正といったものですか、それから、要求水準の中身の修正といったものが主になっておりますので、従来手法によっても同じ考え方を取る必要があるかと思えます。ですので、費用についても同様に増加すると考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 分かりました。それと、今後の負担額について、債務負担行為なので基本的にはこれがマックスなのかとも考えるんですけども、増要因はあるのか、また、今後、負担額が下がる要因はあるのかということについて、確認いたします。

○【古川教育施設担当課長】 債務負担のこちらの記載にもありますように、物価変動ですとか公租公課によって上下する可能性はございます。その他、現在、想定し得るもので金額に大きく影響を与

えるものは、今申しました物価変動とか公租公課以外に、食数のほうが挙げられるかと考えております。

児童生徒の将来推計を見まして、5,000食が上限であると考え、今回の給食センターは5,000食の規模と見積もっております。それを基に積算していますけれども、先ほど申し上げましたように、現時点における食数に関しては、これが最大かと思っております。今後の人口推計を見ますと、令和13年頃から食数は減少する見込みがございますので、そういった頃合い以降、食数を基にして事業費というのは減っていく可能性があるかと考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。

それでは、次に47ページ、情報教育等関連事業費について伺いたいと思います。学校ICT端末導入支援員委託料というものがあるんですけども、まず、どういうものか御説明していただけますか。

○【荒西指導担当課長】 こちらはGIGAスクールの関係で様々タブレット端末が入ってまいりますので、こちらの端末の使用の仕方といったところを、まずは教員に現場で教えていただくという支援、それから、あと子供も実際の授業のほうで、つまずきやマシントラブルなどがありましたら、そのときに対応していただく指導員というものを、各校1名ずつ採用するという予定になってございます。

○【藤江竜三委員】 前から再三再四言っているんですけども、できるだけ生徒に自由にに使わせてあげることが一番、こういうICT機器に子供たちが慣れていく。そして、文具のように本当にいつでも使えるとなっていくことにつながると思います。そういったこともありまして、私はできるだけ自由に使う方向で行ってほしいんですけども、どうしても自由に使わないという方向になったとしても、放課後であったり、休み時間なり、ICT端末導入支援員という方がいらっしゃるわけですから、そういった方々では自由に使っているという時間をつくるなど、そういったことをぜひしていただきたいんですけども、そういったことはできそうでしょうか。

○【荒西指導担当課長】 こちらの人員的な面については、委員おっしゃるとおり、充実するという形になりますので、休み時間など、ある程度自由に使用できる運用にできるかどうかといったところは、今後、学校とともに検討していきたいと考えております。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいでしょうか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、第69号議案について、上村和子議員から発言したいとの申出がありました。

お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、上村議員の発言を許可することに決定いたしました。なお、申合せにより委員外議員は委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことができず、採決に参加することができません。また、発言時間は1議題10分程度となっております。よろしいでしょうか。では、上村議員。

○【上村和子議員】 ありがとうございます。では早速、債務負担行為補正の国立市学校給食センター整備運営事業、これは令和3年度から令和20年度、2021年度から2038年度まで18年間、62億8,840万8,000円を組むことに対する議会としての議決責任がありますし、行政は行政責任があるわけなんです。

そういうことで、これを議決する以上、18年間、ある意味、1つの事業者に対してこれだけのお金をかけてよいのかという担保が必要です。現在、国立市教育委員会は高いハードルの要求水準書をつ

くったと私は思っております。整備方針を見ても、要求水準書案に関しても、随所にSDGsや任意事業も含めて、また、学童保育への給食提供等、また、災害時の給食提供等、様々な食育の補助事業、地域交流なども含まれております。それでは、国立市がつくった要求水準書を確実に実現できる事業者というのは果たしているのだろうか。これがまず、最初の疑問です。

また、これは公募をかけまして、プレゼンを受けるわけですが、何社か事業者が手を挙げて、採点方式として手を挙げた事業者のうち、結果として、一番点数の高い事業者が一番よい事業者として選定されるような運びになると思うのですが、その事業者が果たして要求水準書を確実にクリアできるとは限らない。なぜなら、競争ですから競争の中で一番が選ばれただけという論理になります。そこを確実に担保できる仕組みが必要だと私は考えるのですが、いかがでしょうか。質疑します。

○【古川教育施設担当課長】 質疑は2つなのかなと理解しておりますけれども、1つが確実に実現できる事業者がいるのかということと、それから選定後、その事業者が要求水準書を担保できるのかということかと思えます。（「いや、違います」と呼ぶ者あり）

○【上村和子議員】 1つ目はいいです。2つ目は、少し質疑が違います。選定後、事業者が確実にクリアできるかどうかということではなくて、選定する段階において、本当に確実に要求水準書を実現できるという事業者を選ぶ担保が必要だということです。このまま行くと、取りあえず点数が一番高いところを取となると思うので、それが本当に水準書を実現できるかどうかという保証はないでしょうということです。ここを聞いています。

○【古川教育施設担当課長】 まず、1つ目の御質疑ですけれども、今現在、要求水準書案を作成いたしまして、市民の方もそうですが、事業者にも意見を募ったところでございます。複数の事業者から意見、質疑を受けておりまして、質疑した事業者としても、市から示した要求水準書を前提として今後、応札することを考えていると考えています。よって今現在、市としましては、要求水準を達成できる事業者が複数いると考えております。

それから、質疑1と2、両方のお答えになるかと思っておりますけれども、事業者を選定する仕組みでございます。事業者を選定するに当たりましては、先ほど申しましたように、要求水準書を前提として提案をしていただくこととなりますけれども、1つでも要求水準書の中身、項目を達成できない提案のときは、その事業者は選定されることはないといった仕組みにする予定でございます。よって、要求水準書以下の内容で事業者が選定されて、事業実施がなされるということはございません。以上です。

○【上村和子議員】 1つでも要求水準書の中の項目がクリアできないと、その事業者は選定しないということは、当然事業者はそれを分かっているわけですから、全てそこをクリアする計画になっていると思うんです、書面上は。そして、なおかつ現在、複数の事業者が要求水準書を実現するのは可能だと判断しているということもおっしゃっていますけれども、その根拠は何でしょうか。なぜクリアできると判断できるんですか。

○【古川教育施設担当課長】 事業者の提案が具体的にクリアできるかどうかを確認できるのは提案を頂いたときになると思いますけれども、事業者としても今回、要求水準書案を市のほうからお示しさせていただいて、その詳細を見ております。その上で、そこに参加できない、達成ができないと考えれば、質疑とか御意見には至らないのかと思います。質疑や御意見を頂いているのは、国立市の給食センターの事業について、応札に参加していきたいという意思があるから質疑、意見をしているということだと思いますので、そういった点で、今現在においては対応できる事業者がいるんだろうと

考えているところです。

○【上村和子議員】 今の答弁は、どっちが先かで、受けるからできるだろうと、そういうふうにし  
か聞こえないです。現実には、もう時間がないので、クリアできる事業者が複数あるとおっしゃるので、  
条件に実績があるというのが要求水準書案にあります。具体的に国立市が同じようなやり方でやっ  
て成功しているというモデルにしたい給食センターの実例を挙げてください。

○【古川教育施設担当課長】 先ほど、御質疑の中でもお話いただきましたように、国立市でつく  
りました要求水準書案というのはオリジナルだと思っております。これは、他市にもない要求水準書  
案であるだろうと、私は自身で評価しております。ですので、目標とするものはどこかという御質疑  
になりますけれども、同じものをまねするということではなくて、国立市に必要なものをここで提示  
させていただいていると考えます。

○【上村和子議員】 私の質疑に対する答えはあるんですか、ないんですか。

○【橋本教育次長】 なかなかこの業者が、先進市なんかを見ながら例えばA社、B社というところ  
は今、担当課長も申したように、国立市の水準がほかのところである程度、具体的にできているか  
というところは、これは難しい面があるかと思えます。

ただし、我々がこれを示す中で、業者のほうも当然、それを受けるという前提の中で質疑いただい  
ておりますので、そういうところを期待しながら、我々も業者に積極的なアプローチ、営業をかけな  
がら、しっかりとしたものやっていきたいと思っているところでございます。

○【上村和子議員】 今の答弁を聞いていても、具体的な根拠とか具体的な実例がないときに、どう  
やって事業者が本物であるかを見極めるのかは、とても私は難しいと思いましたので、もう少し具体  
的に見えてきたら教えてください。

そして、要求水準書案の中で、私は任意事業はすごくいいと思うんです。幾つも出てきました。市  
内の農業者との連携とか任意事業は。ただし、任意事業なんです。任意事業について、1つも言って  
こなくてもいいわけです。国立市としては、任意事業について自分たちが何項目か上げていますが、  
ほとんど全てをクリアできる、それらの事業者を選びたいと思っておりますか。一応、それは選定基準  
には入りませんか。どうですか。

○【古川教育施設担当課長】 先ほど申しましたように、国立市の示す要求水準はかなりチャレンジ  
ングなものだと思っています。その中でお示ししている内容、あるいは、例示ということになってお  
りまして、おっしゃるように、それがなくても選定される、制度上はなってしまいますけれども、ただ  
し、選定をする中において任意事業のところも採点の対象に入っております。ですので、任意事業を  
提案するという事は、そこで採点に生かされることになりますから、インセンティブになっていく  
と考えます。以上です。

○【上村和子議員】 インセンティブは大きくしてください。

最後に、これらを保障するための市側の、教育委員会側の給食に対するビジョンが確定されたもの  
がありません。これを担保として、至急つくる必要があると思えますけれども、いかがでしょうか。  
教育委員会としての給食のビジョンというものが、ここに書かれているものが市教委としての姿勢に  
入るべきだと思うんだけど、ないでしょう。

○【橋本教育次長】 給食という考え方を、これは我々も過去から培ってきたものがあろうと思いま  
す。そういうものはしっかり訴えていきたいと思えます。

○【上村和子議員】 入ったものがないということで。だから食育計画を早くつくってくれというこ

と言っているんです。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、討論に入ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 本7号補正には反対の立場で討論いたします。

私たちは、そもそもがPFI方式、公共施設の管理を民間委託することには反対の立場でございますけれども、今回、議会に対する説明がもっとしっかりと、足りなかったのではないかと思います。おっしゃるように、2年前この試算をされて状況が変わったとおっしゃいますが、予想は当然立ておくべきでありますし、議会にももっと説明を示しておいていただけたらと思っております。

また、人件費、建設費の正確性を考えましても、VFM、これをもう一度取る必要があったのではないか、このように考えて、今回の補正予算案には反対とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 本案に賛成の討論をいたします。

本補正予算案に含まれている債務負担行為補正、国立市学校給食センター整備運営事業の62億8,840万8,000円につきまして発言をいたします。以前、平成30年の段階での見込みの総工費は約43億円と言われておりました。それが今回、約63億円弱ということだとすると、およそ20億円のアップという見方もあるかと思います。

しかし、これまでの当局の説明を総合いたしますと、平成30年の約43億円というのは、現在価値化した数字ということで、いわゆる理論値という説明でございました。また、さらに実際にかかる費用ということで、いわゆる予算ベースの試算につきましては、平成30年の段階におきましても約56億円、56.7億円とおっしゃいましたか、ということで同時に公表がされているということでありました。

そうしますと、今回の約63億円での予算ベースの補正予算の数字でありまして、比較するべきは約56億円ということかと思えます。その差額、約6億円、ここの部分についての内容がどうであろうかというところで考えたいと思います。その内訳の説明を伺いますと人件費、建設工事費、また、食数が当初2年前の予定4,800食から5,000食に増やした。あるいは、また事業者評価委員会からの御意見でしょうか、食育推進のための機能のスペース、こういったものを増やしていったことも伺っております。

こうした幾つかの要因を踏まえて考えると、約6億円の範囲は工事費のアップとして妥当な範囲だろうと、このように判断をいたします。また、議会に対する説明も今回、このように新給食センターの事業が一步前進をして、いよいよスタートするという段階において、適切に議会にも説明をしていただけたと、このようにも思っております。

何よりも限界が近づいてきている現給食センターに代わり、国立市の子供たちに適切に給食を届けられるよう、安心・安全の条件を満たした上で、予定を遅らせることなく新しい給食センターが稼働できるよう、ぜひ当局も尽力をいただきたい、このように申し上げまして、本一般会計補正予算案全体に対して賛成といたします。

○【藤江竜三委員】 給食センターについてですけれども、私はむしろ議会や市民の方の意見をしっかりと多く聞いた結果、値段が上がったのかと認識しております。それであったり、あとは様々な物価のことを考慮した結果だと思しますので、妥当な範囲であるだろうと考えております。

また、今回の補正予算案で重要なテレワークの事業費といったものを導入し、職員が働きやすくなる。そしてまた、よい仕事を生み出していくことに期待しております。また、情報教育等関連事業費、初めは混乱することもあるかと思いますけれども、しっかりと生徒にとってよい環境ができるように、今後とも取り組んでいっていただきたいと思い、本補正予算案に賛成といたします。

○【古濱薫委員】 補正予算（第7号）案について、反対の立場で討論いたします。

コロナ禍において、国や都の財源を活用した様々な事業が多く含まれる補正予算案、その中には市民に有益であろうと思われる行政の尽力を大変感じる部分も多くある予算書であると思っております。しかしながら、例えば、文化財事業における部材の移動費、これをもって反対するものではありませんが、結局三重の費用がかかってしまっていること、何より子供たちのためのスペースがほぼ関係のないと思われることに使われていた件を、私は厳しく評価いたします。

そして、反対の理由としましては、債務負担行為における給食センター整備運営事業費、私ども生活者ネットとしましては、一旦自校式給食を諦めた国立市の判断を残念に思っておりますが、これまで示された整備方針に強く反対するものでありません。しかしながら、今回、示された金額の増額の多さ、それに対する契約年数の長期的なこと、その詳細、丁寧な説明がまだ足りないと感じていること、本日の質疑で概要については理解ができましたが、直ちに賛成することはできません。

なおかつ、先ほども質疑の中で触れましたが、給食センターが出来上がった後のビジョン、これらが市の代表者、教育長、お二方の言葉の中から、これからどうするのかということがあまり感じられなかったことを私は残念に思います。確かに新しい給食センターをつくることに今、一生懸命で本当に早くスタートしてほしい、子供たちのために取り組んでいきたいと一丸となっていることは分かりますが、それと同時に何十年という長いビジョン、これは必要なのだと思い、そのために自校式給食の可能性も一緒にテーブルに乗っかっていてもいいと私は考えます。

よって、第69号議案、補正予算（第7号）案には反対といたします。

○【稗田美菜子委員】 本補正には賛成の立場で討論させていただきます。

総務費における公共LAN運用事業費では、市役所のテレワークに係る費用が計上されていますが、他の委員からの質疑の中で明らかになりましたけれども、設備投資をして、やってみたら使えなかったということがないように、しっかりと分析をした上で進めていっていただきたいと思います。ヒアリングの中では、こういうところを工夫してもらったらいいいんだというアンケートを職員課のほうで取ったと伺いました。制度の中で、市役所というのがもともと個人情報扱う中で、基幹系の中にアクセスできない条件の中で、どこまで仕事ができるのかということは、テレワークに向く、向かないという状況も含めてしっかりと精査をした上で、でもコロナ禍ではやっていかなきゃいけないというのを、きちんと対応していっていただきたいと思います。

それから、消防費の中では、災害応急対策事業費の中で、情報を的確に伝達するために防災行政無線の戸別受信機、個々に置く受信機を設置するという事業費も計上されています。今の段階では、ハザードマップ上で2階のフロアの床下浸水地域において、3メートルまでで75歳以上だけの世帯とか、避難行動要支援者を登録しているおうちを中心に設置をするということで、これは大変評価したいと思います。

最近、もう当たり前にはなってきてしまいましたけれども、急激の雨、大粒の雨が降っているだけで、外の音が全く聞こえないという状況だと思います。先日も我が家の中で物すごい音で、音だけで下のゼロ歳の子供は泣くんです、びっくりして。それぐらいすごい音なので、当然外の防災無線なんて聞こえるわけがないと思います。そういったものをきちんと聞くために必要な事業だと思いますので、じゃ、どうしたらいいかといったときに、例えばそれを家庭の中に入れたときに、例えば電池切れで非常事態のときに聞こえませんでしたとか、あるいは、電化製品を入れるので、漏電のことが起きてしまうとか、あるいは、例えばそれが無線機のようなものであれば、おうちの環境だったりとか

周辺の環境によっては電波を常に見つけていて電源の消費が激しいとか、いろいろなケースがあると思うんです。あるいは、どこに設置するかという場合もあります。リビングに設置したほうがいいのか、それとも、夜聞けるためにベッドルームがいいのかとか。おうちにいる御高齢の方にとって、移動するためにどこに置いておいたほうがいいのかということを全部ひっくるめて、どうやって聞き取れるか、聞けるところまで丁寧に対応して、初めて受信機設置と言えるんだと思うんです。

線を引っ張ってきて置きましただけじゃ意味がないと思うので、そこまでの対応をきちんとして、その後のメンテナンスも含めて、設置したから大丈夫と思ってしまう家庭が多いと思うんです。実際のところ、例えばベッドルームに設置して、リビングにいる時間のほうが圧倒的に多くて聞こえなかったというのは意味がないので、そういうことをしっかり、設置するだけじゃなくて、そこまで聞こえるところまでちゃんとやっていただきたいということを要望させていただきます。

それから、教育費においては、新型コロナウイルス感染症対策で教員の負担が増大するということで、各校に1人、ティーチングアシスタントの形で人員を多く配置するということが、これは大変評価をする試みだと思います。今、コロナ禍で多くの子供がなかなか、他の委員の答弁の中にありましたけれども、自己肯定感が醸成できていないとか、いろいろな課題がある中で、多くの大人が関わって、君は君のままでいいんだとか、こういうのはみんな一緒なんだということを教えてあげたりとか、学校行事等がなくなっていくので、本来であれば、例えば運動会とか写生会とか、そういうところで自分の力を大いに発揮できている子供たちだったところ、そういう舞台になるものがなくなってしまうという現状の中では、小さな成功体験だけでもいいと思いますので、様々な成功体験を重ねることで、子供の自己肯定感をしっかりと醸成していったりとか、劣等感を払拭していくような教育環境を整えていっていただきたいと思います。

それから、同じ新型コロナウイルス感染症の拡大防止という意味では、トイレの洗面台の水洗を自動水洗に変えたりとか、電気の照明を人感センサーにして非接触にするとかいったことで、これからまさに感染症が流行る時期に入ってくると思います。その前に、いち早くそれを取り入れたことはとてもよかったのかと私自身は思っております。

それから、図書館費においては、新しく電子図書館の導入を、今まで温めてきたということでしたが、ここでやってみようということで実行できたことは非常によかったと思います。ここから先、どういう運営をしていくのかということが、まさに試されることだと思いますので、実際、おうち時間が増えて、図書の時間が増えたと聞きます。片づけとともに、おうちの中で廃棄物の量が増えてしまったということもありましたが、でも、実際のところ、例えば、リサイクル店とか古書店に行くと本がないんです。こんなに読んでいるんだというのがよく分かるように、昨日も知り合いから聞いたら、とあるリサイクル店に行ったら、古書店に行ったら、古書店なのに本がないと言っているようなブログを見たりということがありました。友人もそんなふうに話していますので、まさに本を読みたいと、今までの自分の使い方を見直してくるという世の中に変わってきたので、ぜひそういったことに一役買えるような市民サービスを国立市から発信していくといったことで、進めていっていただきたいと思います。

それから、給食センターの債務負担行為ですけれども、これは非常に、18年間で限度額62億8,840万8,000円ということで、大きな金額になっていると思います。議会へは逐一報告があったとは思いますが、制度的に分かりにくかったり理解がしにくい、議会がそう言うということは市民には分かりにくいんだと思うんです。なので、今まで丁寧にやってきましたということではなくて、より分かり

やすく、さっきの防災行政無線と一緒にすけども、伝わってなければ、伝えていないのと同じだと思うんです。なので、より分かりやすく、丁寧な説明をしっかりとやっていただきたいと要望いたしておきます。

また、この夏はこれだけ暑い中で、まだ今も9月ですけれども、これだけ暑い環境の中で、今の給食センターで調理は本当に苛酷なものになっているんだと思います。いろいろなことはありますけれども、環境の改善も必要ですし、何より楽しみにしている子供たちのために、新給食センターの改修については、丁寧な取組をしっかりとやっていただいた上で、令和5年9月開始には絶対に遅れがないように、しっかりと取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

それから、GIGAスクール構想に基づく学校ICT端末の導入ですけれども、これも今回、割と大きな金額で補正の中に入っております。これは文科省のホームページを調べてみても、GIGAスクール構想というのは、子供たち一人一人の個別最適化された創造性を育む教育とか、ICT環境の実現に向けて令和時代はスタンダードとしての1人1台の端末とか、あるいは、1人1台の端末は令和の学びのスタンダードだとか、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に個別最適化された資質、能力を一層確実に育成できる教育環境の実現だとかと書いてあります。1人1台というのが当たり前なんです。

今回、古濱委員の質疑の中で分かりましたけれども、1人1台とは言いつつも、そうではないところがあるということが分かりました。絶対そんなことがないようにしてください。学校の中だけじゃないと使えないということではなくて、一人一人が、しかも多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別に最適化されて、しかも資質や能力を一層確実に育成できると言っているわけです。それはしっかりとやっていかなければ、何の意味もないと思います。1台ずつ置いていったって意味がないと思いますので、そこについては重ねますけども、しっかりと取り組んでいただくことを強く要望させていただきます。

○【石井伸之委員】 本補正予算案は賛成の立場で討論いたします。

まずもって、コロナ禍においてなかなか実施ができない事業に対して、こうやって速やかに減額補正予算をこうして計上していただいていることに対して、私は評価をさせていただきます。また、次回、11月議会になるかと思いますが、実施ができない、今回は難しい、今年度は難しいと判断される場合には、こうやって速やかに減額補正を出していただき、また、次年度の予算編成に向けた検討に入っていただければと思います。

そして、新給食センターにつきましては、先ほど稗田委員からも発言がありましたとおり、令和5年2学期の実施に向けて、ぜひとも担当の課長の皆さん、本当に大変かと思いますが、間に合うようお願いをいたします。何と言いましても、既に老朽化した給食センターにおきまして、本日も暑い中で大変な苦勞をされながら、こうして調理に当たっていただいている調理員の皆様に本当に心から感謝を申し上げます。ぜひとも調理員の皆様の働きやすい環境、こういったことも考える中で、新しい給食センターがすばらしい給食センターとなりますように、心からお願いをいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本会議から付託された事件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。続いて、報告事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策と今後の取組について以外の報告は文書による報告とし、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ここで休憩に入ります。

午後 3 時 4 分休憩



午後 4 時再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。  
報告事項に入ります。



#### 報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症対策と今後の取組について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症対策と今後の取組についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には引き続き感染拡大防止のための特段の御配慮をいただきまして、各部ともに感染症対策を講じつつ業務に臨むことができおり、この場をお借りして感謝申し上げます。

また、現時点で国立市民でPCR検査陽性が確認された方は29名でございます。この間、市民の感染数は増えておりますが、市民の皆様並びに市内事業者の皆様による感染拡大防止に向けた取組への御協力、御対応により、市内のクラスター発生は見られず、重症化した方もいらっしゃらない状況でございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、御報告いたします。

対策本部事務局を所管しております私のほうから、国立市健康危機管理対策本部会議の経過及び本委員会所管の各部局の取組のうち、これまで補正予算でお認めいただいたものについて、その進捗を補足的に御説明させていただきます。

お手元の総務文教委員会資料No.46、並びに補足資料として第5回国立市健康危機管理対策本部会議記録、第6回国立市健康危機管理対策本部会議記録、第5回対策本部会議資料新型コロナウイルス感染症対策の振り返りについての3点を配付させていただいておりますので、併せて御参照くださいますようお願いいたします。

まず、総務文教委員会資料No.46の1ページを御覧ください。(1)健康危機管理対策本部会議、以下、対策本部会議と申し上げます、の開催状況でございます。令和2年6月の常任委員会で報告した以降、対策本部会議を2回開催しております。令和2年7月29日の第5回対策本部会議より、これまでの出席者に加え、新たに国立市医師会から医師会長に御参加いただいております。

第5回対策本部会議では、市の状況を、市内で感染者は確認されているものの、いわゆるクラスター感染は発生しておらず、単発で患者が発生している状況とし、当時の市の状況に関して市医師会長から、過度の心配は要らないとのコメントも頂き、引き続き予断は許さない状況ではあるが、市民や

市内事業者には三密を避ける、手洗いを励行するなどの感染予防対応にしっかりと努めていただくようお願いをし、感染症の実態を見ながら再開してきた活動や業務などを今後も維持、継続していくこととするとまとめました。

次に、令和2年8月25日に第6回対策本部会議を開催し、事前に市医師会長から市の感染状況について、国立市内における感染自体は現状ではコントロール下にあるが、近隣市では検査陽性者の増があり、引き続き注意が必要。多世代の感染を防ぐためにも、引き続きできるだけ感染リスクの高い場所を避け、手洗い、うがいなどの基本的な感染予防を徹底することが肝要とのメッセージを頂きました。

会議のまとめとして、クラスターの発生もなく、何とか持ちこたえている状況であるが、予断を許さない状況が続いており、市内の皆様にも過剰な不安をあおる結果とならないように気をつけながら、これまでの基本方針を継続し、引き続き三密を避ける、手洗いを励行するなどの基本的な感染予防をお願いしていくとしました。特に、永見本部長からは、無症状の若い世代から高齢者やしょうがいしゃ、基礎疾患を持つ方に感染が広がらないように注意していくとの指示も頂いたところでございます。

この間、対策本部会議の下部組織として、7月に1回、8月に3回の運営部会を開催し、これまでの防災、保健に加えまして、人、物、財、情報などに係る庁内のコアメンバーによる情報集約、課題整理、方針案作成を並行して行ってまいりました。このことにより、対策本部の一定の機動性は担保されていると考えてございます。

次に、(2)各部における新型コロナウイルス感染症対策の振り返りでございますが、7月にこれまで実施してきた新型コロナウイルスに関する対応及び業務について、各部がその経過や実績の振り返りを行い、課題等の整理を行ってございます。詳細はお手元に御配付いたしました第5回対策本部会議の資料、新型コロナウイルス感染症対策の振り返りについてを御参照ください。

次に、(3)補正予算の主なものの執行状況についてです。総務文教委員会に関連する項目は、給付関係の①特別定額給付金、生活支援等の⑤災害応急対策事業、学校教育関係の①オンライン学習環境整備、②就学援助、③小中学校感染予防対策でございます。

まず、給付関係の①特別定額給付金ですが、8月19日現在、対象者に対する申請者の割合は98.3%となっており、未申請の方へは7月下旬及び8月下旬に個別の勧奨通知を送付したほか、市報8月5日号、20日号に掲載して申請期限を周知いたしました。また、高齢者及びしょうがいしゃへは、事業者等に対して申請期限の声かけを依頼するとともに、生活保護受給者の方へはケースワークの中でお声がけを実施してございます。

なお、8月31日時点での給付決定の割合は99.1%となったほか、さらに200件程度の申請を頂いておりまして、現在、給付に向けて事務を進めているところでございます。

裏面、2ページを御覧ください。生活支援等の⑤災害応急対策事業ですが、避難所における感染症対策用品は、7月から順次納品されており、全国的に需要の高まっている一部の物品については、10月末にかけて調達することとなっております。

学校教育関係でございますが、オンライン学習環境整備については、モバイルルーターを調達し、必要となる家庭へ配付してございます。就学援助については、準要保護世帯に対して学校休業期間中の給食費相当額を給付し、要保護、準要保護世帯全てに対して児童1人当たり1万円を給付いたしました。小中学校感染予防対策につきましては、8月下旬に市立小中学校各校へサーモグラフィーを配備いたしました。

なお、資料には掲載してございませんが、この間、市民の方及び法人等から除菌スプレーや非接触型体温計、飛沫防止パーティション等の物品を御寄贈いただきまして、市のホームページにも掲載させていただいております。改めてこの場をお借りして御礼を申し上げます。

最後になりますが、今後も市民の皆様や地域の専門職の方々と協力し、一丸となって市の新型コロナウイルス感染症対策を進めてまいりますので、議員の皆様にも引き続き御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 委員長にちょっと伺いたいんですけど、これは総務の範囲だけの質疑になるんですか。

○【遠藤直弘委員長】 そうです。

○【稗田美菜子委員】 はい、分かりました。

全般の中でちょっとお伺いしたい、総論のところでも聞きたいんです。議事録のようなものと一緒についている健康危機管理対策本部会議記録の下についている新型コロナウイルス感染症対策の振り返りについてのところで、資料のところでちょっとお伺いしたいんですけど、ページが打っていないのでちょっと分かりにくいんですが、新型コロナウイルスの1番の本部から始まったところの2枚めくっていただいた9番目、課税課の市・都民税の申告期限延長のところなんですけど、一番最後のところに「平成2年度住民税課税を完了した」と書いてあるんです。平成2年って何なのかなということをお伺いしたいんですけど。

○【宮崎政策経営部長】 申し訳ございません。平成ではなくて令和の間違いでございます。失礼いたしました。

○【稗田美菜子委員】 そうだと思うので、はい。

それから、もう1つ、これ通し番号ではないんですよね。健康福祉部の中の22番目、高齢者支援課の中にある、「コロナ禍においては、要支援者の話すことが現実と異なるケースがあり（「大丈夫」と話していても実際には職がとれていない）。この職って何なのかなという。

○【大川健康福祉部長】 大変失礼いたしました。こちら職ではなく、食べるほうの「食」の間違いでございます。申し訳ございませんでした。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。何が言いたいかって、確かに大切な議案ではないんですけれども、大切な報告書ですので、きちんとした形で出していただきたいということを申し上げたかったので出させていただきました。

聞きたいところは山ほどあるんですけども、全般的に、まず、この新型コロナウイルス感染症対策の振り返りをやったことは、非常によろしいことだと思います。その目的をまず伺いたいんですが、なぜこれをやったのか、お伺いいたします。

○【黒澤防災安全担当部長】 こちらでございますが、国立市新型インフルエンザ等対策行動計画という、もともとの行動計画の中に対策について振り返りを行うという記載をしております、ですから、これは義務づけていることになります。したがって、緊急事態宣言が明けたところの中で、一度、対策について全庁的に振り返りを行いまして、この先に備えていくという意図でございます。

○【稗田美菜子委員】 義務づけられていて、この先に備えるといったことは、これ、課題の数を全部数えてみたんですけど、実績以外に100個以上課題があるんです。それをどう解決するのが多分、

物すごい重要なんだと思うんです。特に全部を通して見ると、具体的に物すごい書いてある課があります。例えば後ろのほうの児童館とか、公共施設の開いたところとか、子ども家庭部になるのかな、児童館のところとか学校のところですか。子育て支援課のところは、もう真っ黒なぐらい書いてあるんです。これだけ課題があるというのが、課によって大分それこそ軽重があると。人員をどこにどう配置してとか、どういう支援が必要でということが明確に現場の声として上がっているの、それをこれからどういうふうに解決していくのか、お伺いいたします。

○【黒澤防災安全担当部長】 これ御指摘のとおり、御覧いただくと分かります、かなり濃淡がございます。あえてそこをそろえなかったということがございます。ですから、一旦は各部において実績と課題を抽出し、それを今後どうしていくのかということは、一旦は各部で集約し考えていく。結果として全庁に及ぶものにつきましては、健康危機対策本部の中でもんでいくことになります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 もんでいくということは、ある程度課題が明確に出ているところについては、解決していかなければいけないというのは明らかなので、もんでいただいて、その結果を議会に報告みたいなことを待っていていいという意味なんですか。

○【黒澤防災安全担当部長】 結局、第1波、第2波というお話があらうかと思うんです。最初の2月から始まり、どこで区切るかなんですけども、緊急事態宣言のところで区切るとしますと2月から5月ぐらいと、その段階と、今、流行っている第2波と申しましょうか、だんだんだんだん感染者も落ちてきておりますが、そこではかなり傾向等が違っておりますので、正直ここで振り返りを行いましたが、同じような体制で同じことをこれから対応していくのかというと、ちょっと違うのかなというところもありますので、その辺り状況を見ながら随時行ってまいりたいと考えています。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あとは意見にとどめておきますけれども、そのとおりだと思います。あのときに得体の知れない感染症に対して、どういうふうに取り組んでいったのかというのは、国立市だけじゃなくて東京都も分からなければ国も分からない、誰も分からない中で、取りあえずみんな接触をやめようねといって全部をやめたといういきさつがありましたね。そうではなくて、どうやったらコロナと一緒に生きていけるのかとか、生活ができるのか、経済活動ができるのかというステージに入ったので、だからこそ今後に向けて、ここの振り返りだけじゃなくて、課題がこれだけ明確に出ている、先ほどおっしゃったように濃淡があって当然なんです。それを全体として把握して、私はこれを全員の職員さんに読んでいただきたいと思います。どの課がどれだけ大変だったのかとか、どういう状況にあったのか。自分の知らない同じ市役所の中の仕事として、こういうふうに対応をしている人たちがいたんだということを全庁的に共有していただきたいと思いますし、今後のそれこそウイズコロナに向けて、これをどう集約するかというのが、まさに担当の黒澤部長の力の見せどころだと思いますので、それこそこれをどう解決していったのかというのを見せていただきたいと思いますし、議会の中に報告を上げていくということを期待させていただきたいと思います。私は以上です。

○【住友珠美委員】 今、稗田委員もおっしゃっていたんですけど、集約されて黒澤さんが今度やっていくということで、すごいまとまっていて、私はこういうところを課題と感じていたんだとか、すごい読みやすかったなというふうに思うんです。例えばこれをもっとブラッシュアップさせて、できたものというのは庁内的にも周知させていくというのもそうなんですけども、例えばホームページとかで出していくということは考えていらっしゃいますか。

○【黒澤防災安全担当部長】 この資料自体は既に公開はしておりまして、現在、こういった課題等を基に、またBCPの見直しも進めているところでございます。（「BCP」と呼ぶ者あり）業務継続計画です。

○【住友珠美委員】 すいません、英語弱くて。

○【遠藤直弘委員長】 簡単な言葉で言わないといけませんね。いいですか。

○【住友珠美委員】 はい、ありがとうございます。大丈夫です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ報告事項(1)新型コロナウイルス感染症対策と今後の取組についてを終わります。



○【遠藤直弘委員長】 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これをもって総務文教委員会を散会といたします。お疲れさまでした。

午後4時17分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年9月4日

総務文教委員長

遠藤直弘